

平成30年第4回藍住町議会定例会会議録（第1日）

平成30年12月6日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂に招集された。

1 出席議員

1 番議員	喜田 修	9 番議員	小川 幸英
2 番議員	古川 義夫	10 番議員	林 茂
3 番議員	安藝 広志	11 番議員	奥村 晴明
4 番議員	鳥海 典昭	12 番議員	平石 賢治
5 番議員	矢部 幸一	13 番議員	森 志郎
6 番議員	徳元 敏行	14 番議員	佐野 慶一
7 番議員	西岡 恵子	15 番議員	永濱 茂樹
8 番議員	西川 良夫	16 番議員	森 彪

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 大塚 浩三 局長補佐 山瀬 佳美

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	奥田 浩志
副町長	加藤 弘道
教育長	青木 秀明
教育次長	森 伸二
会計管理者	森 美津子
総務課長	梯 達司
福祉課長	高田 俊男
企画政策課長	斉藤 秀樹
税務課長	藤本 伸
健康推進課長	佐野 正洋
社会教育課長	近藤 孝公
住民課長	賀治 達也
生活環境課長	東條 芳重
建設課長	高木 律生

経済産業課長	近藤 政春
上下水道課長	森 隆幸
保健センター所長	高田 和子

5 議事日程

(1) 議事日程 (第1号)

- | | | |
|-----|------------|---|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第2 | 会期の決定 | |
| 第3 | 議第55号 | 平成30年度藍住町一般会計補正予算について |
| 第4 | 議第56号 | 平成30年度藍住町特別会計（介護保険事業）補正予算について |
| 第5 | 議第57号 | 藍住町福祉センター設置及び管理に関する条例の廃止について |
| 第6 | 議第58号 | 藍住町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 第7 | 議第59号 | 藍住町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の一部改正について |
| 第8 | 議第60号 | 藍住町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 第9 | 議第61号 | 藍住町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 第10 | 議第62号 | 学校業務支援システムの共同化に関する事務の委託に関する協議について |

平成30年藍住町議会第4回定例会会議録

12月6日

午前10時開会

○議長（森彪君） おはようございます。今年も早いもので、一年の締めくくりの時期になりました。本日は、平成30年第4回藍住町議会定例会に、御出席をくださいまして、ありがとうございます。

ただいまから、平成30年第4回藍住町議会定例会を開会します。

○議長（森彪君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。本日まで1件の陳情と1件の請願書の提出がありますので、お手元に陳情受付表及び請願文書表をお配りしております。後ほど、ごらんいただきたいと思います。なお、本請願につきましては議会最終日に審議をいたしたいと思っております。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（森彪君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本会期の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、9番議員、小川幸英君及び10番議員、林茂君を指名します。

○議長（森彪君） 日程第2、「会期の決定について」を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの14日間にすると思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月19日までの14日間に決定しました。

○議長（森彪君） 日程第3、議第55号「平成30年度藍住町一般会計補正予算について」から、日程第10、議第62号「学校業務支援システムの共同化に関する事務の委託に関する協議について」の8議案を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） おはようございます。師走に入り、何かと慌ただしくなっていてまいりました。また、次第と寒さも増し、冬の訪れを実感する季節となっていてまいりました。さて、本日、平成30年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御多忙中にもかかわらず御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

議長から、提案理由の説明を求められたところではありますが、説明に先立ち、行政報告を申し上げ、一層の御理解を賜りたいと存じます。

初めに、（仮称）藍住町総合文化ホール・公共施設複合化事業につきまして、御報告申し上げます。藍住町総合文化ホール新築工事の進捗率は、11月末現在で78%となっております。工事状況といたしましては、建物内部では、ホール舞台装置の取付けや諸室の内装工事を行っており、外部ではタイル張りが完了し、部分的な足場の解体を行っているところです。建物の竣工日といたしましては、これまでに御報告申し上げてきましたとおり、平成31年3月29日を予定しております。

また、11月6日の臨時会におきまして御承認を賜りました（仮称）藍住町文化ホール等複合公共施設緑地広場・駐車場整備工事につきましては、旧勤労青少年ホームの解体に着手しており、平成31年1月には、福祉センター、町民会館の解体に着手することとしております。そのほか、藍住町総合文化ホールの開館に向けた行事等の検討を行っているところであります。引き続き、御支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

次に、10月21日に開催しました藍の魅力発信事業「インディゴコレクション2018」について御報告させていただきます。インディゴコレクションは、藍染めの衣装を自ら作成し披露することで、作る楽しさ、見せる楽しさなど、藍の楽しさを体感してもらうことを目的に2016年から開催しているものです。今年は、衣装のクオリティー向上を目的に新たにデザイナー部門の創設や、7月のプチファッションショーの開催、さらには本番での人気投票など、新たな企画を導入したところであります。特に、デザイナー部門では、プロの衣装とモデルによるハイクオリティーなステージとなり、来場者によりレベルの高い藍の魅力を伝えることができました。

12月12日からは、町民ホールにおいてフォトギャラリーを開催し、当日の様子を来庁者にごらんいただく予定ですので、議員の皆様におかれましても、是非ごらんいただきたいと思っております。

次に、藍染普及推進事業として、8月20日から任用しています地域おこし協力

隊について、御報告させていただきます。今年度は研修期間であり、県内各所で、薬作りから藍染製品の作成までの工程を学んでいるところであります。来年度からは、町内で藍作、薬作りを開始する予定であり、今後、見性寺の北側において藍こなし、薬作り、藍染めができるよう整備を進めてまいります。また、人員についても、協力隊を追加募集し、体制を整えることとしています。今後とも、町内での藍を盛り上げ、町外に発信していく事業を継続して行ってまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、子ども・子育て支援について御報告させていただきます。子育て世帯の負担軽減と子供の健全な成長を支援するため、本年10月から「はぐくみ医療費助成制度」の対象者をこれまでの中学校修了までから、18歳到達の年度末までに拡大するとともに、国で検討されております、来年10月の幼児教育、保育の無償化を一部先取りする形で、県と歩調を合わせ、一定の所得制限はありますが、3歳児から5歳児のうち、第2子の保育所及び幼稚園等の利用者負担無償化を図ったところであります。

さらに、「放課後児童クラブ」の利用者ニーズの拡大に対応するため、勝瑞放課後児童クラブ及び西部放課後児童クラブの施設増設に着手しており、来年4月開設を目指しております。今後とも「子育てするなら藍住町で」と言っていただけるよう、支援の充実に努めてまいります。

次に、風疹予防接種費用助成について御報告させていただきます。本年度、風疹が首都圏を中心に流行しており、今年に入ってから患者数は2,000人を超える状況となっております。妊娠初期の女性が、風疹ウイルスに感染すると、心疾患や難聴などの障がいのある先天性風疹症候群の赤ちゃんが生まれる可能性があり、県では、風疹抗体検査を無料とする事業を10月から開始しております。藍住町といたしましては、県と連動する形で、町単独事業として、風疹抗体価が低いとされた方への、風疹ワクチン接種費用の助成を10月から実施しております。さらには、県の事業終了後も継続的に実施し、安心して子供を産み育てることができる環境の整備に努めてまいります。

次に、防災について御報告させていただきます。10月14日に、町民体育館において、総合防災訓練を実施しました。各家庭における自助の意識啓発をテーマに、住民の皆様や関係者、合わせて775人に御参加いただきました。会場では、水消火器を使った消火訓練や起震車による地震体験など、防災に関する様々な訓練や体

験コーナーのほか、婦人防火クラブによる炊き出し訓練や本町の訓練では初めて消防士らによる災害時を想定した救助訓練を実施しました。

また、11月11日には津波の浸水被害が想定される勝瑞地区を対象に、南海トラフ巨大地震に伴う津波発生を想定した津波避難訓練を東小学校で実施しました。御参加いただいた方々には、御自宅から避難所である東小学校までの道のりを徒歩又は自転車で移動し避難経路や危険箇所、所要時間の確認をしていただきました。避難所では、防災設備の説明を受けたほか、学校長から校舎内の避難経路や避難場所の説明を受け、実際に4階の合同教室まで避難をしていただきました。

このような訓練を重ねることで、住民の皆様の防災意識を高め、防災対策の基本となる自助・共助の充実を図りたいと考えております。

それでは、提案理由の説明をいたします。

議第55号「平成30年度藍住町一般会計補正予算について」は、歳入歳出それぞれ3億9,200万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ109億2,700万円とするものです。

人件費については、主に4月の人事異動等に伴う各科目間の増減を全般にわたって調整、また、給与改定による補正を行いました。

このほかの補正の主な内容は、総務費では、(仮称)藍住町文化ホール・公共施設複合化事業の情報通信設備、ブラインド等内装工事費で800万円、机、椅子等事務用備品で5,500万円、継続費の工事請負費で1億3,100万円を増額。

民生費では、保育所総務費の国庫支出金等精算返納金で814万円を増額。

衛生費では、西クリーンステーション管理費の不燃物等処理委託料で1,180万円、2号炉内耐火物補修工事で733万円を増額。

農林水産業費では、地籍調査業務委託料で800万円の減額。

土木費では、道路簡易舗装工事500万円、住宅管理費の施設修繕費で1,500万円増額。

教育費では、小学校総務費で北、西小学校の受電設備更新工事で2,700万円、中学校費で要保護、準要保護就学援助費の入学前学用品等で270万円、文化費の旧奥村家修復工事で3,700万円、設計監理業務委託で400万円、給食総務費で、調理加工費の給食原材料費で2,200万円を増額。

その他、事業の実施見込みや国、県の補助金の状況などにより、歳出過不足の補正を行うこととしています。

歳入では、歳出に対する国、県の補助金の外、町税では、町民税で6,000万円、固定資産税で3,000万円の増額、地方特例交付金が2,280万1,000円の増額、普通交付税で2億8,647万9,000円の増額、一般公共事業積立金繰入金で、2,700万円の減額を行うこととしています。

議第56号「平成30年度藍住町特別会計（介護保険事業）補正予算については、歳入歳出とも4,460万円を増額し、予算総額を26億960万円とするものであります。

補正内容は、歳出においては、総務費を301万1,000円、介護認定審査会費を40万円、保険給付費を1,535万6,000円、諸支出金を1,553万3,000円、予備費を1,030万円、それぞれ増額するものであります。

歳入においては、介護保険料を102万円、分担金及び負担金を237万円、支払基金交付金を3,500万円、繰越金を626万4,000円、それぞれ増額し、繰入金を5万4,000円減額するものであります。

議第57号「藍住町福祉センター設置及び管理に関する条例の廃止については、藍住町福祉センターの建物を撤去し、当該用地を緑地広場及び駐車場として整備するため、本条例を廃止するものであります。

議第58号「藍住町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、厚生労働省令の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部改正を行うものであり、併せて字句整理を行うものであります。

議第59号「藍住町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の一部改正については、介護保険法施行規則の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部改正を行うものであります。

議第60号「藍住町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、厚生労働省令の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部改正を行うものであります。

議第61号「藍住町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、厚生労働省令の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基

準の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部改正を行うものであり、併せて字句整理を行うものであります。

議第62号「学校業務支援システムの共同化に関する事務の委託に関する協議について」は、教員の働き方改革の一環として、県内全ての小中学校において統一された学校業務支援システムを開発し導入するため、地方自治法第252条の14第1項の規定により徳島県に対して事務の委託を行うものであります。

以上、補正予算で2件、条例関係で5件、その他1件、計8議案について、その提案理由と概要を申し上げましたが、何とぞ、十分御審議の上、全議案について原案どおりお認めをいただきますよう、お願いをいたしまして、提案理由の説明いたします。

○議長（森彪君） これより、担当理事者から補足説明を求めます。

この間、議事の都合により、小休いたします。なお、議案の補足説明につきましては、要点を分かりやすく説明してください。

午前10時24分小休

〔小休中に梯総務課長、佐野健康推進課長、高田福祉課長
森教育次長、補足説明をする〕

午前11時21分再開

○議長（森彪君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

お諮りいたします。議案調査のため12月7日から12月12日までの6日間、休会としたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

したがって、12月7日から12月12日までの6日間、休会とすることに決定しました。なお、次回本会議は、12月13日午前10時、本議場において再開いたしますので、御出席をお願いいたします。本日は、これをもって散会いたします。

午前11時22分散会

平成30年第4回藍住町議会定例会会議録（第2日）

平成30年12月13日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	喜田 修	9 番議員	小川 幸英
2 番議員	古川 義夫	10 番議員	林 茂
3 番議員	安藝 広志	11 番議員	奥村 晴明
4 番議員	鳥海 典昭	12 番議員	平石 賢治
5 番議員	矢部 幸一	13 番議員	森 志郎
6 番議員	徳元 敏行	14 番議員	佐野 慶一
7 番議員	西岡 恵子	15 番議員	永濱 茂樹
8 番議員	西川 良夫	16 番議員	森 彪

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 大塚 浩三 局長補佐 山瀬 佳美

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	奥田 浩志
副町長	加藤 弘道
教育長	青木 秀明
教育次長	森 伸二
会計管理者	森 美津子
総務課長	梯 達司
福祉課長	高田 俊男
企画政策課長	斉藤 秀樹
税務課長	藤本 伸
健康推進課長	佐野 正洋
社会教育課長	近藤 孝公
住民課長	賀治 達也
生活環境課長	東條 芳重

建設課長	高木 律生
経済産業課長	近藤 政春
上下水道課長	森 隆幸
保健センター所長	高田 和子

5 議事日程

(1) 議事日程 (第2号)

第1 一般質問

9番議員	小川 幸英
7番議員	西岡 恵子
10番議員	林 茂

平成30年藍住町議会第4回定例会会議録

12月13日

午前10時開議

○議長（森彪君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（森彪君） 日程第1、「一般質問」を行います。一般質問の通告がありましたのは3名であり、これより既定の順序によりまして一般質問を許可いたします。
また、あらかじめお願いをしておきます。質問時間は1時間となっております。質問者は通告内容に基づき、質問の趣旨を明確にして質問してください。理事者は、質問内容に的確に答弁をするようお願いいたします。

○議長（森彪君） それでは、まず初めに9番議員、小川幸英君の一般質問を許可いたします。

小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●9番議員（小川幸英君） 議長の許可がありましたので一般質問を行います。理事者におかれましては明確な答弁をお願いいたします。

最初に、来年度の施策について伺います。町長の提案理由の説明の中に、藍染普及推進事業として、8月20日から任用している地域おこし協力隊の方たちに、県内各所で薬作りから藍染製品の作成までの工程を学んでもらっている。来年度からは町内で藍作、薬作りを開始する予定。なお今後、見性寺の北側において藍こなし、薬作り、藍染めができるよう整備を進めていく。また、人員についても協力隊を追加募集し体制を整える。今後とも藍の魅力を町内外に発信していく事業を継続していく、とのことですが、今後、観光振興、県内外広く、外国の方々にも本町に来ていただくような取組は考えているのか。また、県外の方が観光に来てくださっても、本町には宿泊施設が少なく素通りになっているが、姉妹都市の山形県河北町は町営の宿泊施設があります。この問題に対して、どのように取り組んでいくか伺います。

次に、商工業者と一体となった取組について、納涼祭、花火大会について、かつては花火大会といえば藍住町と言われていたように、何万人もの人が花火を見物に来ていて、活気があふれていました。徳島市や鳴門市、石井町など、近隣の市町村

は花火大会を実施しています。本町にも花火大会を復活してほしいとの声もたくさんありますが、この復活に向けてどう対処していくのか伺います。

また、観光客の土産製品開発も必要ではないかと思いますが、どうでしょうか。

次に、町民プールについて伺います。町民プールが解体され20年近くになるが町民からは、冬でも使用できる屋内型プールを造ってほしいとの声があるが、町民の健康増進、生きがいくりのために建設してほしいと思うが、どうか伺っておきます。

○議長（森彪君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） それでは、小川議員さんの御質問のうち、観光について答弁させていただきます。

まず最初に、藍の町としてPRしていくための今後の取組についてでございますが、かつて本町は、名前の由来ともなっている藍染料の一大産地でありましたが、化学染料に押されて藍の栽培や薬作りが下火となり、途絶えてから久しい現状にあります。現在は、藍の歴史資料館と藍屋敷が唯一のPR材料であり、胸を張って藍の町とPRできるだけの材料がないのが現状であります。

そこで、今年度から藍を取り入れたまちづくり、また、藍文化の保全を目的に、地域おこし協力隊を2名採用し、藍の栽培、薬作りに取り組むため、各所で研修をしております。

また、町外に広くPRするためには、本町において藍文化を定着させることが最も重要であると考えております。そのためには、住民向けに藍住町産の薬で染色ができる簡易な施設を整備し、気軽に作品作りができる環境を整え、藍をもっと身近な存在にし、さらには、これから増加する高齢者の生きがいくりにも役立てたいと考えています。

少し時間は掛かりますが、こうした地道な取組を進めていきたいと思っております。また一方で、現在実施しているインディゴコレクションのような藍の魅力発信事業や、県条例で定めている藍の日の取組などについては、これからも継続して実施していきたいと考えております。こうした取組は一朝一夕に結果が残せるものではありませんが、再び藍の町として認められるように、取組を進めていきたいと考えております。

次に、観光客に対する宿泊施設についての回答であります。本町には宿泊施設

が少数であるため、観光客の宿泊は、ほとんどない状況であると思います。その対策として、ビジネスホテル等の誘致について考えたこともありますが、近隣の徳島市等と比較すると、公共交通の利便性の面で見劣りすることもあり、現時点では誘致は難しいと判断しております。

そこで、大規模なビジネスホテルの誘致ではなく、古民家等を活用したインバウンド向けの宿泊施設などを今後、検討してまいりたいと考えております。また、観光客を増やせるよう、併せて高速バス等の公共交通網の整備についてもこれから十分に検討してまいりたいと考えております。

次に、商工業者と一体となった取組についてであります。納涼祭の花火大会については、現在、消防法等の問題もあり休止しているところであり、県内ではかなり有名でありました納涼祭の花火が休止となり、私自身、少し寂しく感じております。今後、様々な問題が解決し、再び花火の打ち上げが可能となりましたら、町の活性化にもつながることですので、できる限りの支援をしてまいりたいと考えております。

次に、観光客の土産製品の開発については、新たに製品を開発するよりもまず、既存商品のPRに力を注ぎたいと考えております。現在、ふるさと納税の返礼品として取り扱っている商品の中で、人気が出ている物もありますので、これらを中心に販売やPRの支援を進めてまいりたいと考えております。

最後に、町民プールの整備についてであります。水泳などは高齢者の皆さんの健康づくりに一定の効果があると考えられます。しかし、文化ホールの整備中でもあり、現在の財政状況では整備費、また運営費の捻出が非常に厳しい状況にあります。なお、本町には民間事業者の温水プールが1か所あるほか、近隣の市町にも温水プールが整備されておりますので、各施設に働き掛け、これらの施設を利用しやすい環境整備にこれから努めてまいりたいと考えております。

誰もがこの町に住んで良かったと思えるよう、一生懸命に頑張っていきたいと考えておりますので、何とぞ、御理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（森彪君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●9番議員（小川幸英君） 答弁を頂きましたので、再問をいたします。

藍文化を定着させる、町民に藍を、藍に対する身近な考えを持ってほしいという答弁でありましたが、やはり、議会でも来年度から藍を植えてという活動、取り組

んでいくというようにしておりますが、今までは、藍はほとんど植えられていませんでしたが、来年から具体的なことになっておりますので、期待しております。

また、宿泊施設を検討すると、古民家を活用ということでありましたが、これは、検討ということでしたが、具体的にどういうふうなことを考えているのか、策がありましたら答弁を頂きたいと思います。

花火大会については、是非、これは実現してほしいと思います。商工会と協議をして前向きに検討していただきたい。

プールについては、今、財政上、建設は非常に難しいとの答弁でありました。松茂町は、北島町に対して補助金を出して、松茂町の方が北島町のプールに行った場合に、安くできるような補助金を出していると聞きますが、本町は、そこまで考えているのかお伺いいたします。

○議長（森彪君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） まず、インバウンド向けの古民家の活用ですけれども、目ぼしい箇所については、一応、見つけておりますが、まだ、具体的なところまでは進んでおりません。

それと、プールのことですが、これは補助金を視野に入れて、これから検討してまいりたいと考えております。

○議長（森彪君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●9番議員（小川幸英君） 次に、下水道事業について伺います。自治体が水道事業の運営権を民間企業に委託するコンセッション方式を盛り込んだ水道法改正案が可決され、民営化が加速すると思われれます。民営化になれば料金が高くなったり、水質が悪くなるとのことで、町民の方も心配しておりますが、本町の今後の方針はどうなっているか。次の4点について伺います。

- 1、アスベスト管、古い管を取り替える進捗状況はどうなっているか。
- 2、上水道基幹管路耐震化率の現状と今後の取組は。
- 3、水道料金の値上げはあるか。
- 4、水道工事と舗装工事の連携はできているか。

次に、下水道事業の進捗状況と今後の取組はどうなっているか。また、合併浄化槽の現状はどうなっているか伺います。

○議長（森彪君） 森上下水道課長。

〔上下水道課長 森隆幸君登壇〕

◎上下水道課長（森隆幸君） 小川議員さんの質問のうち、水道事業と下水道事業に関することについて答弁をさせていただきます。

まず、水道事業民営化についての町の方針であります。水道法改正案が国会を通過し、その中で経営権の民間委託が容易になりましたが、議員さんが御心配されている水道事業の公共性を考えると、慎重に運用する必要があると考えております。また、本町の水道事業運営状況や将来の事業を見通しましても、検討の必要はない状況であり、水道事業の民営化を検討する時期ではないと考えております。

次に、アスベスト管の更新状況については、昨年度実施した経営戦略策定時に精査した時点で、アスベスト管は6,620メートル残っております。そのうち平成29年度に約660メートルを布設替えし、本年度も約600メートルを布設替えする予定にしており、平成35年度頃までには布設替えが完了する予定です。

次に、老朽管の更新については、事業拡大時に布設した配水管が一気に耐用年数を超えることもあり、今後10年程は、経年化率が現在より高くなってしまうと予想しております。今後、優先順位を付け、計画的に更新工事を実施してまいりたいと考えております。

続いて、配水管の耐震化率についてであります。平成20年に耐震基準が見直されたこともあり、平成29年度末現在14.4%と低い数値となっております。これについても老朽管の更新を促進することにより、耐震化率の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、水道料金については、昭和60年に値上げして以来、本体価格については据え置いております。昨年度策定した経営戦略の中でも、本体価格については据え置きを見込んでおり、改定は予定しておりませんが、消費税改定のアップ分は、これまで同様、料金改定をすることになると考えております。

水道工事と舗装工事の連携についてであります。現在、上下水道課で進めております。アスベスト管を中心とした老朽管の布設替え工事については、事前に建設課と協議の上、舗装工事が手戻りにならないよう工事時期を調整し、布設替え工事時に掘削工事部分を仮舗装し、翌年度に道路舗装状況を確認の上、全面舗装、片側舗装、工事部分舗装を決定し、本舗装を行っております。今後も漏水箇所の補修工事等による緊急工事や、予定外の開発工事に伴う配水管布設工事等やむを得ないも

の以外については、十分意識してできる限り建設課と連携をとりながら舗装工事が手戻りにならないように実施したいと考えております。

次に、下水道事業の進捗状況と今後の取組についてであります。現在は、2期事業を実施しているところで、平成30年3月末時点で、認可面積97ヘクタールのうち33.5ヘクタールが供用開始済みで、2期事業の進捗率は35.5%となっており、平成37年度までに2期事業を完了する予定で進めております。

今後の取組についてであります。下水道事業を取り巻く環境は大きく変化しており、国から下水道の平成37年度概成の方針が示され、県も汚水処理構想を見直すなど、現在の下水道事業計画をそのまま進めていくのは、かなり厳しい状況となっております。このことから、流域下水道の関係市町も下水道計画の見直しを検討しており、本町も早期に全体計画を見直す必要があると考えております。今後、関係市町とも協議をしながら、できるだけ早い時期に変更案を取りまとめたいと思っておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 東條生活環境課長。

〔生活環境課長 東條芳重君登壇〕

◎生活環境課長（東條芳重君） それでは、小川議員さん御質問のうち、合併浄化槽の現状について答弁させていただきます。

本町におきましては、下水道事業とともに、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全と公共衛生及び汚水処理人口普及率の向上を図るため、下水道法第4条第1項の認可を受けた区域と地域下水道の処理区域を除く、町内全域において、現在、藍住町浄化槽設置整備事業補助金を交付し事業を推進しております。

事業といたしましては、新たに住宅を建てる方には新設補助として、5人槽から10人槽に対して10万円の補助を行っております。また、既設の単独処理浄化槽又はくみ取り便所等を合併処理浄化槽へ転換される場合には、転換補助として、5人槽で33万2,000円、7人槽で41万4,000円、10人槽で54万8,000円の補助をしています。さらに、転換補助に当たり、撤去を伴った方には、転換補助に加えて9万円の撤去補助を行っております。

本事業における過去3年間の実績につきましては、平成27年度136基、平成28年度153基、平成29年度145基の補助を行っております。なお、汚水処

理人口普及率につきましては、平成27年度末53.5%、平成28年度末56.3%、平成29年度末58.5%となっております。

藍住町浄化槽設置整備事業の推進に当たり、生活排水の適正な処理を図るため、毎年パンフレットの配布や広報、ホームページ等でのPR活動に努めておりますが、今後は、転換補助の促進に重点をおいて、事業を推進してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●9番議員（小川幸英君） 下水道事業について答弁を頂きました。上水道の基幹管路耐震化率が、平成29年で国の方針も変わって、14.4%と低いというような答弁がありました。ここ30年で60%の確立でくると言われております南海・東南海地震に対して、やはり、藍住町長は液状化があるということをおっしゃるので、地震がきて水道管が使えないということが、少しでも少なくするために、この14.4%の耐震化率を、もっと急いで上げていただきたい。水道というのは、町民の命の水であります。この水がなければ、生活ができないということになりますので、是非とも、早急に上げていただきたいと思っております。

次に、ふるさと納税について伺います。平成29年度の納税額は156万円とのことですが、今年度の納税額はどうなっているか。また、今後も寄附額を増やすために今年度から、ふるさと納税業務を「さとふる」に委託して窓口が増えることによって、インターネット利用者の関係を高めることが期待でき、返礼品も充実していくとのことでしたがどうなったのか。

若手職員を中心とした「ふるさと納税推進プロジェクトチーム」を設置し、柔軟な発想とその具体化により、ふるさと納税の拡大を図り状況を打開していききたいとのことでしたが、現状はどうなっているか。

ふるさと納税の活用方法として存在感を増しているのが、ガバメントクラウドファンディング（GCF）です。これは、不特定多数からインターネット上で支援者を募る、資金調達法（クラウドファンディング）の自治体版。自治体がプロジェクトオーナーとなって、具体的な使い方を示して寄附を募り資金を調達する方法です。その使い道に共感、賛同した人たちが自治体に寄附し、通常どおり寄附金控除の適用を受けられるというものです。11月16日の徳島新聞に用途限定浸透中とのことで、徳島県内の自治体のふるさと納税で受け取れる寄附金の使い道を前もって具

体的に明示し、寄附金を募る動きが広がっている。インターネット上で資金を集める（クラウドファンディング）CFを活用するケースが主流だ。加熱する返礼品競争よりも、地域を応援するという制度の趣旨に沿った取組として注目されている。徳島県は8月からCF型ふるさと納税の仕組みを活用し、阿南市の四国霊場21番札所、太龍寺に向かう遍路路の保全事業に充てる資金を募った。目標額100万円に対し160万円集まった。また鳴門市では、コウノトリの周辺環境整備事業に、目標額200万円に対し260万円。石井町では、老朽化で廃止された移動図書館車、ふじっこ号に代わる新車購入に、目標額1,000万円に対し1,130万円の寄附があり、担当者は使い道を具体的に定めたほうが共感を得られやすいとのことですが、本町においても、藍の館奥村家住宅の維持管理や藍の振興などを加え、寄附を募集する事業を進めてはどうか。奥村家住宅は9月の台風21号の影響で、屋根が約280平方メートルにわたって傷んだほか、東藍寢床、西藍寢床など4か所で壁のしっくい剥がれ落ち一部で雨漏りがしている。修繕費を県と折半し、壁は町単独で直すとのことですが、毎年台風で被害が出て修繕すると、町にとっては大きな予算が掛かってくると思うので、ふるさと納税に藍の館維持管理費を加えてはどうか。答弁により再問いたします。

○議長（森彪君） 近藤経済産業課長。

〔経済産業課長 近藤政春君登壇〕

◎経済産業課長（近藤政春君） 小川議員さん御質問のふるさと納税について答弁をさせていただきます。

まず、インターネットを利用したふるさと納税の寄附稼働率が多い「さとふる」のサイトを9月5日からオープンし、既存のふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」と併用しております。「さとふる」のサイトの実績は、3か月で81件、181万5,000円の寄附があり、効果があったと感じています。

また、返礼品を充実していくことについてですが、6月時点での返礼品数は28種類、現在では25種類追加し、53種類となっております。実績につきましては、平成30年度は12月5日現在で233件の寄附があり、寄附額は973万6,000円となっております。平成29年度1年間と比べても817万1,000円の増となっております。今後も特産品を生かした魅力ある返礼品を増やすなど、ふるさと納税の拡大に向けて取り組んでまいります。

次に、若手職員を中心とした「ふるさと納税推進プロジェクトチーム」について

ですが、6月に設置し、取組を進めてまいりました。主な内容は、魅力ある返礼品の掘り起こしや充当事業の見直しであり、柔軟な発想をふるさと納税事業に反映できたものと考えております。

次に、使途限定のふるさと納税を藍の館の維持管理事業に加えてはどうかということですが、来年1月から3月末までの期間限定で、藍染復興事業の財源調達のため、ガバメントクラウドファンディングを予定しております。

募集方法は、利用サイトである「ふるさとチョイス」のページに掲載し、チラシ等ができましたら、各種イベントでの周知や町関係者を通じた働き掛けをお願いしたいと考えております。その結果を踏まえまして、使途限定のふるさと納税について、今後考えていきたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●9番議員（小川幸英君） ふるさと納税について答弁を頂きました。9月3日からオープンした「さとふる」サイトでは、3か月で181万5,000円の寄附があったと、また、本年度は12月現在までで233件、973万6,000円の寄附があったということで、やはり、返礼品を増やし、それから、若手職員たちの発想とかで、非常に増えていると評価します。今後、1月から3月に掛けて藍染めの復興に対して、インターネットで募集するという案も出ておりますので、それをやってから早急に、もっともっと増えるように取り組んでいただきたい。

これも、徳島新聞に載っておりましたが、明石市では来月から記録的不漁の真蛸保護にふるさと納税を活用する、というような新聞記事も載っております。やはり、いろいろな発想で、今後、新しい発想で取り組んでいけば、藍染めファンというのは全国、また、外国にもたくさんいると思っております。そういう方たちに藍の復興を目指すようなことで、寄附を募っていただきたいと、取り組んでいただきたいと思っております。

次に、教育現場での暑さ対策について伺います。今年の夏は、6月下旬からの猛暑で30度を超える真夏日が40日以上、35度を超える日もあり、酷暑の夏になりました。4月30日から9月30日までの間に、全国で9万5,073人が病院に搬送されました。特に、7月9日から15日までの1週間に熱中症で救急搬送された人数は、9,956人に上がりました。本町での今年度の幼小中学校の熱中症の人数は何人か伺います。

また、熱中症を防ぐための必要不可欠なポイントは、温度と湿度の管理と言われておりますが、温度計や湿度計は体育館に設置されているか伺います。

また、熱中症対策マニュアルはできているのか。そして、災害時避難場所にもなる体育館にエアコン設置が必要と思うがどうでしょうか。また、体育館にエアコンということで、国や県の補助はあるのか。

熱中症予防には5度から15度の冷水が最も適し直腸を冷やす、と言われております。水筒を忘れたなどの事象にも対応できる冷水機を、各学校に設置してほしいとの保護者の声も多い。登下校に手荷物として運ぶ水筒の大きさにも限界があると、保護者の声をくみ取るアンケート調査をしてほしいとの声もあるがどうか。

残暑厳しい中での練習や運動会、体育祭の見直しを検討してほしいという声もあります。

また、近年、教科書等が大型化し荷物が重くなっている。登下校時の子供たちにとって、特に夏場は非常に負担になっております。置き勉を文科省も認めているが、各学校の状況はどうなっているか、答弁により再問いたします。

○議長（森彪君） 森教育次長。

〔教育次長 森伸二君登壇〕

◎教育次長（森伸二君） 小川議員さんの教育現場での暑さ対策の御質問の中で、今年度の幼小中の熱中症の数及び、体育館の温度、湿度管理と体育館の空調設置について、私のほうから御答弁をさせていただきます。

まず最初に、幼小中での熱中症についてですが、熱中症が疑われ保健室を訪れた人数は、小学校が30人、中学校が11人でした。しかし、病院搬送に至った事例はありません。

熱中症の予防については、環境省の「熱中症環境保健マニュアル」に基づいて対応しています。具体的な内容としては、園児、児童、生徒に水筒を持参してもらい、小まめな水分補給を指導する。体調に異変がないか、観察や気配りに努め、異常が見られる場合は、速やかに対応する。保健室等に経口補水液を常備する。熱中症危険情報を教職員全体で共有するなどの対応を行っています。

次に、体育館の温度、湿度管理についてですが、各小中学校では、毎日、環境省の熱中症予防サイトの暑さ指数の情報と、熱中症指数計での測定値によって、体育館等での活動の可否について判断をしています。

次に、体育館の空調設置についてですが、先進地での設置費用は、1校当たり4、

000万円程度になっている事例が多いと聞いています。また、体育館の空調設置には、国の交付金制度がありますが、交付金の基本単価が低く、本町の負担は小中学校6校の概算で、約1億9,000万円になります。小中学校6校の体育館に空調を設置すると、財政に与える影響も大きくなることから、その必要性も含め今後の検討課題にしたいと考えています。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 青木教育長。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） 小川議員の御質問のうち、冷水機の問題、それから運動会の実施時期の問題、そして、いわゆる、置き勉問題についてお答えいたします。

まず、冷水機の設置についてですが、藍住町の各学校でも以前、冷水機が設置されていました。現在は、東中学校以外は全て撤去しています。その理由としては、水道直結の冷水機の衛生面の問題から全国的に冷水機が減少し、特に学校の冷水機が撤去されてきた経緯があること。

2点目として、本町のように500人規模の児童生徒数を抱える学校で、数台の冷水機を設置しても、ほとんどの児童生徒が休み時間に利用できないという問題もあります。東中学校には設立当初から3台の冷水機が設置されており、現在も運動部の生徒を中心に利用しているとのことですが、しかし、費用対効果の問題もあり、今のところ冷水機の新規設置は考えておりません。

次に、運動会の開催時期の見直しについてであります。これまでも春期に実施する学校の増加も踏まえて検討してきた経緯があります。春開催、秋開催ともにメリット、デメリットがございます。春開催のメリットは、練習期間を含めて熱中症対策等体調管理が容易である点が最も大きなメリットであります。長年、春開催を続けてきている藍住中学校では、年度初めの学級の団結心の涵養に役立てているということもあるようです。

一方、小学校の春開催には様々な問題があります。学校での一定の学習成果の発表を通じて地域と連携することを目的とする運動会として、学年始まって間もない時期の開催は、この趣旨を全うしにくい嫌いがあります。また、入学して間もない1年生や、共同で開催している幼稚園の4歳児にとっては、環境に順応していこうとする最中の行事でもあります。現在、藍住町で秋開催を続けているのは、主としてこのような理由からであります。しかしながら、本年の夏のような、これまでにない厳しい暑さが今後も予想される中、春開催も含め、開催時期については検討し

ていく必要があるかと考えております。

最後に、児童生徒の通学かばん、ランドセルの重量化に伴う体力負担増への対応の問題、いわゆる、置き勉問題に関して、本町はどのような状況にあるかという御質問ですが、9月6日付けの文科省からの事務連絡文書、「児童生徒の携行品に係る配慮について」では、配慮すべき事項への取組の工夫例の提示が行われています。この件に関して、9月14日に実施したアンケート調査や、先週の聞き取り調査の結果から、本町の状況は次のような状況であることが分かっております。

まず、中学校の生徒に関しては、持ち運ぶ大きな教具がないことや自転車通学であることから、これまで問題となっておりません。したがって、小学校の状況について説明いたします。

今、学校に保管している教材、教具としては、書道セット、絵の具セット、裁縫用具、けん盤ハーモニカ等のほか、特定の教科書や副読本、資料集、ワークブックなどがあります。そのほか、学年ごとに学校で保管する物を決めて保管しているほか、学期始めや学期末の荷物の運搬については、数日に分けて運んだり、保護者面談の際に保護者をお願いするなど、細かく配慮しており、今のところ問題はないとのことです。

藍住町の4小学校は、学年ごとにワークスペースと資料室を有する構造となっており、そこにも棚などの収納スペースが設定できますので、長い廊下に沿って、教室が配置された伝統的な学校の構造に比べて、教材を保管するスペースが確保しやすいという利点があります。今のところ、保護者からの置き勉の要求もないとのことです。ただし、小学校の教科書の大型化や教材教具の増加が今後も進んで、もう既に満杯状態にある、教室内の机の中やロッカー、棚などでは、収納しきれなくなるようなことになれば、ワークスペースなどに新たな収納スペースを設置して、学校で保管する教材教具を増やす必要が生じることもあるかと考えます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●9番議員（小川幸英君） 答弁を頂きましたので、もう一度、再問いたします。

冷水機の問題ですが、先ほど説明がありましたが、東中学校は3台あってクラブ、部活とかで使われているというような答弁がありました。本町は500人規模の学校であり、冷水機を1台、2台付けても余り生徒が使えないということでしたが、

やはり、これは東中学校にあれば、ほかの学校も付けていただきたいと。藍住町の水は非常に、先ほども説明いただきましたけれども、地下水で町外の人からもおいしいということが言われております。やはり、これも保護者とか子供たちの声も聞いて、再度、検討してほしいと思いますが、これについて、もう1回、答弁をお願いします。

また、残暑厳しい中での運動会のこともいろいろ説明いただきました。北島町などは春に開催しております。徳島県でも春に開催する所が多くなっております。特に、保護者や子供たちの意見を聞いて、もう少し柔軟な対応をしていただきたいと思います。

今年は、小学校4校が同時に土曜日に運動会をされましたけれども、これにしても、去年は2校ずつに分かれて開催されました。町内の若い人たちは、ほとんど働いております。特にゆめタウンとかで働いている方は、土日とかは、なかなか休みにくいと、その中でも運動会は代わり交代で休んでいるというような話もあります。4校同時開催になりますと、休みが取れなくて運動会に行けない、という方も出たようですが、やはり、こういう配慮も行政にとっては必要でないかと思いますが、その点、答弁をお願いします。

○議長（森彪君） 青木教育長。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） 御答弁いたします。

まず、冷水機の問題です。かつて各学校にあった時に、今年に匹敵するような暑い日には、長蛇の列ができて、休み時間の中では飲めなかったという状況があって、その後、水筒を持ってくるという習慣が定着してまいりました。それまでは、議員さん方も御存じのとおり、直接、水道に口を付けて飲むような風景が見られていたわけでございます。それは、衛生上良くないとのことで、今現在は、水筒を持って登校している状況でございます。

先ほどの置き勉問題とも関わりまして、荷物が重たいという問題もありますが、今、例えば、大きい水筒を持って小さい子が歩くのは重たいので、小さい水筒を2つ持っていくと、いろんな工夫をしながら対応しておりまして、冷水機の設置に比べて、衛生面、いろんな面でそのほうが妥当かと考えている状況であります。なお、議員より検討ということもございますので、現場の状況をもう少し観察しながら検討もしてみたいと思います。

それから、運動会の実施時期です。これは、やはり、運動会の意義、運動会のそのものの意義をもう少し考えてみる必要があるかと思います。春開催をしている所は確かに多いです。それはあくまでも、熱中症対策、暑さ対策からきております。中には、大きな研究大会を控え、秋開催が無理な年度に限って、春に開催するという学校もございます。先ほども申しました、学校でも学習成果を発表しながら地域と連携していくのが一番の趣旨である以上、本来であれば、一定の期間を学習した後の秋に開催するのが妥当ではないかと思います。しかしながら、先ほども申しました、このような、これまでにないような暑さが今年ありまして、それが今後も続く可能性があるというような情報もございます。そういう中で、この時期については、全力的に考えていくべきものであると考えております。いろいろ保護者の意見や、学校現場の状況も観察しながら検討していきたいと思っております。以上、答弁いたします。

○議長（森彪君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●9番議員（小川幸英君） 教育長のほうから、検討するというお答えを頂きました。冷水機にしても、皆が飲んで衛生的に悪いというようなこともありました。最近では、水道のような感じで、水をひねったら出てきて水筒に入れるような形のものもあると聞きました。やはり、いろいろ勉強して研究しながら、前向きに検討していただきたい。小さな子供たちが水筒を2個も持って、重たい教科書を入れてランドセルで通うというのは、非常に負担になっておりますので、前向きに検討していただきたいと思っております。これで私の一般質問を終わります。

○議長（森彪君） 次に、7番議員、西岡恵子君の一般質問を許可いたします。

西岡恵子君。

〔西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 議長の許可がありましたので、ただいまより12月議会一般質問を始めます。理事者には簡潔、明瞭な答弁になるよう、お願いしておきます。

まず、教育事項の通学時の子供の負担軽減についてお尋ねいたします。この質問は、前壇の小川議員も取上げ、答弁がありました。文部科学省の通知を受け、校長会で協議し、教科書や道具類などを教室に置いておく置き勉を認め、対応している

と理解いたしました。

私もこの質問をするに当たり、市内の小学校に通学している孫1年生と、友達のランドセルの重さを帰宅時に1週間量ってもらいました。3.5キログラムから5キログラム、これに水分補給用のお茶などをプラスすると4キログラムから5.5キログラムが通学時となります。ちなみに孫と友達の体重は18キログラム、ランドセルは体重の22.2%から30.6%でした。体重の10%から20%を超えないこと、とする専門家の指摘をはるかに超えています、置き場所の確保ができないとのことで現状が続いているようです。ただ、特に重たい物を持ち帰る時は、親が取りに行く、迎えに行くことができるとの対応をしているようです。

本町において、子供たちの現状、先ほど、アンケート調査などはしたということをお聞きしましたが、子供たちの実態調査、把握はされたのでしょうか。また、置き勉の置き場所のゆとり、先ほど、今のところは間に合っているということでしたが、今後の対応についてはどうお考えでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（森彪君） 青木教育長。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） 西岡議員の御質問にお答えいたします。

先ほども申しましたように、藍住町の学校の構造上、どの学校もですが、各学年にワークスペースがありまして、そこにも本棚以外にも各種の棚があります。そういうことで、今、学校訪問をすればすぐ分かるのですが、かつての教室やワークスペースの状況と景色が一変しております。つまり、非常にたくさんの物が教室やワークルームに収納されております。御指摘のとおり、教材教具が増えている、これは確かでございます。その分、置いている量が増えているということで、各担任の先生等にも聞いてみますと、「どんどん物が増えているが、置いている物が増えているので、かつてと持ってきている物自体は、そうは増えていない。」ですから、「今のところ保護者からの要望もない。」というふうに聞いております。しかし、まだ、これから増えるのであれば、そういった設置場所を確保していくということが必要になるかもしれません。そして、何を置くべきか、何を持って帰らせるべきかの検討を進めるということになると思います。ただし、このところのICT化で、デジタル教科書とか、いろんな新しい動きが出てきております。今後、むしろ荷物が減っていく方向にもあるのではないかと考えられますので、現場の状況をしっかり見ながら、対応を考えていきたいと思っております。以上、答弁といたし

ます。

○議長（森彪君） 西岡恵子君。

〔西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 御答弁を頂きました。少し再問をさせていただきます。

小学生だけでなく、中学生になると、私が見る限り、重いかばんや必要な道具を持って登下校している様子も見受けられます。特に、スポーツや課外活動をしている中学生が大きなバッグを持って、自転車通学しているというのを見たことがあります。教育委員会として、今後も学校と保護者に対し、連携して交通事故や子供たちの健康を害さないように、適切な対応をするように申し上げておきます。

○議長（森彪君） 青木教育長。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） お答えいたします。

今年度、全国的に問題になりました置き勉問題というのが、小学校、特に低学年を対象にした問題でありました。中学校についての問題として取上げられていませんでしたので、中学校の教員からの聞き取りのみですけれども、「自転車通学でもあり、問題はない。」という話でありました。ただし、今、御指摘がありましたように、部活等の荷物が大きくて危険を感じるという御指摘でした。もう少し、その点について、現場にも問合せをしたり、登下校の安全に支障がないかといったことについては、リサーチをしていきたいと思えます。以上、答弁といたします。

○議長（森彪君） 西岡恵子君。

〔西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 次に、奥村家住宅修繕についてお尋ねいたします。この件については、9月の台風で一部被害を受け、修繕が必要ということは聞いておりました。11月27日の徳島新聞で本格的修繕を知ったところです。奥村家住宅が県の有形文化財指定になっていることから、県の12月議会に事業費として1,370万円が補正予算として計上、本町においても、今議会に平成30年度一般会計補正予算として、文化費で旧奥村家修復工事として3,700万円、設計監理業務委託で400万円計上されています。工期は、来年1月に始まり3月末の本年度内には終える予定とありますが、具体的内容について尋ねます。

○議長（森彪君） 近藤社会教育課長。

〔社会教育課長 近藤孝公君登壇〕

◎社会教育課長（近藤孝公君） 西岡議員さんの奥村家住宅修繕について御答弁をさせていただきます。

奥村家住宅につきましては、9月に襲来した台風21号により、東寢床の北壁、南壁が崩落、また、煙出しの屋根瓦が飛ぶ被害がありました。また、西寢床についても東壁の崩落、奥座敷は屋根瓦がめくれ、さらに、奉公人部屋の東壁、北壁の崩落も見られる状況です。

これらの被害に併せて、建物の屋根等の老朽化が原因とした修理が必要な箇所もあり、修繕工事費は総額で約3,700万円と見積もっています。このうち、明らかに台風の被害と認められる壁面崩落の修理工事費は1,000万円程度と思われ、これについては、建物災害共済保険を適用することとしています。また、屋根等建物の老朽化が原因による修理必要箇所については2,700万円程度と見積もっており、これについては、徳島県文化振興事業補助金を頂いて修理工事を実施することとしています。

本議会に設計費及び施工監理費を補正予算として計上させていただいています。1月以降に工事についての詳細な設計を実施した後、工事発注する予定としています。工事期間については、約半年程度、掛かるものと思われます。工事の期間中は、工事箇所について仮囲いを設置し、工事業者と観光客が行き合うことがないように動線についても十分に注意し、安全の確保に努めたいと考えています。特に、東寢床については屋根全体の修理を行うため、建物内への立ち入りを禁止せざるを得ません。そのため、東寢床にある藍染めの体験場にも立ち入ることができなくなることから、南寢床に仮設の藍染め体験場を設置することにより、藍の資料館を訪れる方に、できるだけ御迷惑をお掛けしないような対策を講じたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 西岡恵子君。

〔西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 答弁を頂きまして、工事が約半年間ぐらい掛かるということをお伺いしました。入館を受付ながらの補修工事ということになるわけで、今言ったように、体験場を南寢床に簡易に移して、そこで体験をしていくと、やはり、工事現場、入館者と工事の人が行き交う場所もあるということでしたが、どのように、できるだけ、来て入館する人、あるいは、体験染めをされる方が、今までのようにスムーズにいけるように、また、藍の館はバスで来られる団体のお客様も、

かなり来られているということを知りました。そういう場合の対応、前もって、例えば、バス1台40人来るとか、そういうことが分かっていたら、そのような工事対応というか、そこらあたりをきちんとして、やはり、工事に対して遅れてはいけなんでしょうけれども、観光客に対してきちんとして対応するように、そして、今、課長が言われたように、安全の確保をすることが一番大事ではないかなと思います。是非、そのように対応して、藍住町の藍の館が、少し御不便はお掛けするかもしれないけれども、観光客に対しての支障がない対策をとっていただきたいとお願いをしておきます。

今、言ったように、双方にとって、安全で工期が遅れないように、6か月掛かるということは、夏のお盆シーズンの、それまでには済ますということで進めていくわけですね。

○議長（森彪君） 近藤社会教育課長。

〔社会教育課長 近藤孝公君登壇〕

◎社会教育課長（近藤孝公君） 再問に対しまして、お答えいたします。

議員さん御指摘のとおり、やはり、工事をする所へ入館者が入ることになりますので、まずもって、安全第一で工事を進めたいと考えております。次には、入館者の方が、できるだけ、御不便にならないというふうな交錯についても、十分検討をしてみたいと考えております。

ただ、工期については、先ほど半年ぐらいということをお願いしたのですが、実際の工事に掛かってみないと分からないということもあると思いますので、お盆前ということについては、そのとおりになるのかどうか、今後、詳細な検討を進めてまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 西岡恵子君。

〔西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 今、言われたように、安全確保をきちんとして、入館者に御迷惑を掛けないようにという配慮をよろしくお願いいたします。

次に、藍染普及推進事業についてお尋ねします。この事業についても、前壇、小川議員も触れております。町長からも答弁があったところですが、重ねてお尋ねいたします。本年度より藍作への実現に向け予算化され、9月議会において、地域おこし協力隊の制度を活用し、隊員2名に委嘱、薬作りの研修を始め、藍関係の各施設で研修を積んでいるとの報告でした。事業が本格的に動き始めたことを実感して

います。議会においても、本町の藍関連事業に当たり、理事者とともに事業推進しなければと、9月議会において、藍（愛）を身につけて東京2020オリンピック・パラリンピックを応援する特別委員会を設置、鳥海委員長を中心に精力的に活動をしているところです。

さて、この事業の推進に当たり、来年度からは、町内で藍作、薬作りを開始、そのために今後、見性寺の北側に藍こなし、薬作り、藍染めができるような施設整備計画があるようですが、具体的内容について尋ねます。

○議長（森彪君） 近藤社会教育課長。

〔社会教育課長 近藤孝公君登壇〕

◎社会教育課長（近藤孝公君） 藍染普及推進事業について、答弁をさせていただきます。

見性寺は勝瑞城跡に立つ寺院ですが、その周辺は勝瑞城跡公園整備事業によって駐車場や公園としての空間、休憩所が整備されています。この空間を藍こなしから藍作品の制作までの藍に関する一連の工程を学ぶことができる場とし、藍の伝統文化を継承できる施設として活用したいと考えております。

具体的には、既存のプレハブ倉庫を撤去し、ビニールハウスを建て、ハウス中で天候に左右されることなく、藍こなし及び藍葉の乾燥ができる施設を整備し、その南側に新たに薬作りのための寝床を整備する計画です。

寝床の設計に関しては、藍師の方に監修していただき、3間掛ける4間ほどの規模で計画したいと考えています。

また、勝瑞城跡公園内には休憩所としての建物もあります。この施設については、防犯上の問題から現在は一般開放しておらず、文化財関係の収蔵庫として利用しています。この建物を藍染めの作業場として改修したいとも考えております。なお、染め場の改修に当たっても、染め師の方に監修していただき計画を進めてまいりたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 西岡恵子君。

〔西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 答弁を頂きましたので、再問いたします。

藍こなし、薬作り、藍染め、それぞれが専門性が高く、各技術者の意見を取り入れながら、今後整備を進めていくと理解いたしました。施設整備においては、各専門家の声が十分に反映できるような建物になることを期待しております。また、来

年の今頃は、施設初の築完成品が見られることを楽しみにしておりますので、よろしく願いいたします。

この事業では、藍作に始まり、こちらの施設で作られた薬を使って藍染めをする工程までが一連となっている。正に藍住町の自前の生きた藍の文化伝承施設になると思います。将来展望として施設見学、あるいは、体験型施設としての受入れはどのように考えているのか。これは先ほど、少し、町長も触れておりましたが、どのように、この施設を進めていくのか。藍の館との整合性、差別化はどのように考えているのか、それについて少しお尋ねします。

○議長（森彪君） 近藤社会教育課長。

〔社会教育課長 近藤孝公君登壇〕

◎社会教育課長（近藤孝公君） 再問につきまして、御答弁をさせていただきます。

まず、藍の館との区別というふうなことでございます。藍の館につきましては、名称にございますように、歴史資料館でございます。それから、今の事業としまして、多くの方の御来場もいただいておりますということもございます。ですから、今、展開されている事業を阻害するということがないように、協議の上、事業の発展、展開を考えてまいりたいと考えております。以上、御答弁といたします。

○議長（森彪君） 西岡恵子君。

〔西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 御答弁を頂きまして、ありがとうございます。

藍染普及推進事業ほか、藍関連事業がますます進展し、藍住町の更なる発展につながることを願っております。

続きまして、次に、福祉事項、子育て世代包括支援センター（藍住版ネウボラ）開設について質問いたします。この質問の資料を議員各位、理事者、担当課に配布。お目通しいただけたらと思います。少子高齢化が進む社会情勢の中で、家族構成の核家族化は毎年増加傾向と言われております。子育て世代の核家族化は、自分の親や親族から離れた場所で妊娠、出産、子育てをしなければならず、また、親子の関係にも諸事情あり、近くにいっても頼れないなど、孤立した中で妊娠、出産、子育てをするという厳しい現状があります。また、ある調査では、困ったときに子育ての悩みを相談する場所がない、とのアンケート調査で7割を超え、地域のつながりが希薄化する中での子育ての孤立化の結果もあります。本町の人口ビジョンにおいても核家族世帯は増加傾向となっており、前段で述べたことは、他人ごとではなく真剣

に受け止め、今まで以上に子育て世代の包括的支援事業が必要と考えます。

まず、現在行われている子育て支援事業、また、産前産後サポート事業、産後ケア事業の実施状況について、また、妊産婦死亡原因と言われている産後鬱への対応について担当課に尋ねます。

○議長（森彪君） 高田保健センター所長。

〔保健センター所長 高田和子君登壇〕

◎保健センター所長（高田和子君） 西岡議員さん御質問の現在行っている子育て支援事業、産前産後のサポートや、産後鬱への対応等についてお答えいたします。

核家族化が進む中での産前産後、また、育児に関する支援についての御質問ですが、従前は二世帯、三世帯が同居するケースが多く、また、親族が近所で居住しているなど、妊娠、出産、育児を多くの目で見守っておりましたが、議員さんお話のように、核家族化が進み、さらに地域のコミュニティーが希薄になる中、出産や育児に不安を抱える方が増えてきており、これが少子化の一因になっていると、認識しております。このため町といたしましては、保健センターを中心に関係機関とも連携し、社会全体で出産、子育てを支援し、見守っていくために様々な事業に取り組んでいるところです。

例えば、まず、妊娠の届けを受理した際には、母子健康手帳と妊婦健診等の公費負担券を交付するとともに、情報提供や保健指導を実施し、保健センターが相談機関であることを周知しております。また、妊娠中の家庭に出産や子育ての留意点を楽しく学んでいただいたり、妊婦同士の交流を促進するパパママフェスタの開催、生後4か月までの母子全員を対象に、保健師等が家庭訪問を行うこんには赤ちゃん事業の実施、医療機関と連携した妊婦健診や乳児健診、保健センターで集団で実施する3、4か月での股関節脱臼検診、9か月、10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診、並びに育児相談や離乳食教室の開催、個々のケースに応じた個別相談を実施しております。

さらには、町内2か所の保育所を地域子育て支援センターと位置づけ、普段は家庭で子育てされている方も、保育所の行事に参加したり、相談を受けることができるよう体制整備を図るとともに、加えて、休日保育や一時預かりの実施、ファミリーサポートセンターによる支援、病児・病後児保育の実施、社会福祉協議会とNPO法人による、ふれあい子育てサロンの開催など、様々な関係機関と連携したきめ細やかな支援事業を実施しているところであります。以上、町が実施している子育て

て支援事業についての御答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 西岡恵子君。

〔西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 御答弁を頂きました。担当課への資料請求により、このとり応援事業、今、御説明いただいたほかに、パパママフェスタほか、様々な事業を通じ、妊娠、出産、子育てに関する相談に当たり、必要な情報提供、助言、保健指導を行い関係機関との連携をし、きめ細かな支援をしていることが分かりました。しかし、産前産後サポート事業、産後ケア事業においては、まだ十分とは思えません。

妊産婦死亡で、自殺が1位との報道があり、その原因が産後鬱と考えられ、その対応として産後2週間以内のケアが大事とされています。妊婦を孤立化させないためにも、新たな子育て世代包括支援事業への取組が必要と考えます。この事業は、子育て環境を充実させることが、人口減少対策の一環でもあると、厚生労働省も積極的に推進、平成28年6月2日には閣議決定もされ、平成32年度末までにセンター設置の全国展開を目指すこととされています。

この事業の重要性に注目し、県下の町村女性議会議員連盟においても研修し、各町村に対して要望、資料提供した経緯があります。担当課は御存じのとおり、鳴門市においては、平成27年10月より開設、現在、徳島県下では平成32年度に向け各市町村は検討中のようです。

本町の現状を踏まえ、安心して妊娠、出産、子育てできる町を目指し、子育て世代包括支援センター（藍住版ネウボラ）を早期に開設することは、高橋町長が、議会初日に述べられた「子育てをするなら藍住町で。」と言ってもらえると確信し、早期に（藍住版ネウボラ）子育て世代包括支援センター開設を望むところですが、町長いかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（森彪君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） それでは、子育て世代包括支援センターの開設についてお答えをいたします。

このセンターについては、平成27年に国の「まち・ひと・しごと創生基本方針」の中に位置づけられたものであり、その基本要件として、専門的な知見と当事者目線から切れ目なく支援すること、ワンストップ相談機能として必要なサービスを円

滑に提供すること、医療機関とのネットワークを構築し社会資源の開発等を行うこと、が掲げられています。県内におきましては、当該センターが必置ではないことから、現在、鳴門市のみが設置しているところであります。

町といたしましては、先ほど、保健センター所長が縷々、御説明しましたとおり、様々な支援事業を展開しているところでありますが、多様化する子育てニーズに的確に対応するため、また、支援やサービス提供の網の目を町内に一層浸透させていくため、ワンストップ機能となる子育て世代包括支援センターを、平成31年度中に開設できるよう、準備を進めてまいりたいと考えております。

今後とも、妊娠、出産、子育てを安心して行えるよう、また、不安を1人で抱え込まないよう、保健と福祉を一体的に捉え、事業の充実や体制の構築に鋭意、取り組んでまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 西岡恵子君。

〔西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 町長より、非常に前向きな御答弁を頂き、この件に関しては、平成31年度中の開設を目指すと御答弁を頂きました。

藍住町の人口ビジョンによると、現状のままではいずれは減少に転じることが予想され、この事態に対応するためには、1つ目は出生率の向上、2つ目は転出抑制と転入増加により人口規模の確保を図るとあります。

私の周りの子育て世代の方々に、転入、転出の時期を選ぶとしたらどの時期かと尋ねたところ、子供が小学校入学時までには転入転出をするならすると、小学校に入ってからでは、転入転出はやむを得ない事情を除くと、やはり小学校までの時にそれを考えるという答えがありました。本町に居続けてもらえるため、又は、転入してきてくれるためには、この時期を逃すことなく、子育て世代包括支援センターが、役割を果たしてくれることと思っておりますので、更に検討を進め、藍住版ネウボラ、いろんな市町村、状況が違うと思いますので、きめ細かな対策ができる支援センターを求めておきます。

続きまして、行政全般、男女共同参画社会の実現についてお尋ねします。平成21年3月に「藍住町男女共同参画プラン」が策定され、男女共同参画社会を推進、その後「第2次藍住町男女共同参画プラン」を策定、2018年度（本年度）までが計画期間となっています。これまで進めてきた男女が共に個性と能力を發揮し、お互いに尊重し合える男女共同参画社会を目指し取り組んできたことに対し、これ

までの取組の成果と課題について尋ねます。また、政策決定の場への女性の登用、今後の取組についても尋ねます。

○議長（森彪君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 男女共同参画社会の実現につきまして、答弁をさせていただきます。

本町では、「男女が共に個性と能力を發揮できる社会の実現」を目指して、平成26年に「第2次藍住町男女共同参画プラン」を策定し、現在、第3次プランを平成31年3月策定に向けて、作業を進めているところであります。この間の成果を評価するに当たり、集計中ではありますが、この度、実施しましたアンケート調査の回答状況によりまして、御説明いたします。

男女の地位の平等感を調査する設問のうち、「男性のほうが優遇されている」とする回答につきまして、「職場」との回答が減少する一方、「家庭生活」においては、増加をしています。また、「仕事」と「家庭生活」の優先度につきまして、ライフスタイルの理想と現実を調査しましたところ、特に、女性では「両方とも優先したい」とする方の39%に対し、「家庭生活を優先したい」とする方は24%と、多くの方が両立を望んでいますが、現実には「家庭生活を優先している」方が36%、両方の方が28%と逆転しており、両立が困難な状況が伺えます。

このようなことから、今後は、理想のワークライフバランスの改善に向けた取組、そして、最も身近な社会である家庭への啓発が重要な要素になると思いますので、第3次プランに反映させていきたいと考えております。

また、各分野への男性の積極的参加のために必要な要素を伺うアンケートでは、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」とする回答が最も多くありました。私自身も家庭において、自然体で理解し合える雰囲気づくりを心掛け、その意識を他の活動にも生かしていきたいと考えています。

なお、政策決定の場への女性の登用につきましては、管理職は全体で42.9%、課長職では38.1%と、おおむね目標の40%となっておりますが、審議会、委員会においては29.4%となっておりますので、各委員の委嘱等の際に、積極的に女性が登用されるよう、今後も働き掛けていきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 西岡恵子君。

〔西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 御答弁を頂いた課題克服に向けての対策が、第3次男女共同参画プラン策定に反映され、今後の藍住町の発展につながると考えます。本町の社会通念や慣習などにおける男女の不平等感はいまだに残っているという現実もございます。早期改善を望むところです。

先ほど、町長も言われましたが、家庭内の不平等感、子供たちが意識せず学習し、それが受け継がれていき、このことは、男女どちらにとってもマイナスです。社会が女性を働き手として必要としている中、仕事と家庭の両立は、男女が互いに尊重し合い、助け合っていかなければ成り立ちません。今後の藍住町男女共同参画プランへの取組は、本町発展の鍵とも考え、積極的推進と政策決定の場、管理職に女性の登用を、と考えております。先ほど町長が管理職については、42.9%ということでしたが、政策決定の場、例えば、この議場を見る限り、男性が19人、女性が2人、10%でございます。これから、是非に、ここのこの場、政策決定の場に女性の管理職登用をお願いしておきたいと思っております。いかがでしょうか。

○議長（森彪君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 今、女性の管理職の積極的登用ということでしたが、この件につきましては、人事ということもありまして、ちょうどにいかないこともありますが、そういうことも心掛けながら、進めていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 西岡恵子君。

〔西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 男女共同参画社会の実現について、積極的な前向きな御答弁を頂きました。この取組は、男女が共に個性と能力を発揮できる社会の実現となり、男女が共に安心して暮らせる社会環境づくりへとつながり、安全・安心な子育てにやさしいまちづくりとなりますので、どうか取組をよろしくお願いを申し上げます。

次に、関連して、DV被害者の保護と相談支援についての現状について尋ねます。「男女が共に個性と能力を発揮できる社会の実現」男女共同参画プランを推進していくにおいて、その課題の一つが、男女平等を侵害する暴力の根絶であります。暴

力の相談件数は、全国的に年々増加傾向、徳島県においても高い水準で推移、2017年は過去最多、405件。男性からの相談も増加傾向のようですが、体力や力の差があるため、男性の場合は直接命に関わるような深刻なケースは少ない、とのこと。本町の現状について尋ねます。

○議長（森彪君） 高田福祉課長。

〔福祉課長 高田俊男君登壇〕

◎福祉課長（高田俊男君） DV被害支援について、御答弁させていただきます。

本町にDVでの相談支援の申出があった場合、申出を受けた課において、できるだけ複数の職員で対応するようにし、窓口課である福祉課や健康推進課、保健センターなどの関係課と連携を図り、対応に当たっているところです。

DVに係る事情や背景は、複雑なことが多く、また、本人も切迫、混乱している場合があるため、被害の状況、内容、本人の意向、希望などをできるだけ丁寧に聞き取りをし、一時保護施設を有している徳島県中央女性相談センターや警察など、必要となるDV対応機関につないでいるところでございます。

また、住民課では、本人の希望と警察等の証明があれば、加害者及び第三者が住民票等の請求、閲覧があった場合、被害者保護の観点からこれを交付等を行わない措置もとっておるところでございます。

DVは、犯罪にも結び付く重大な人権侵害であり、町としても相談があった場合は、被害が深刻化しないよう、迅速に情報提供や助言を行ってまいりたいと考えております。以上、御答弁させていただきます。

○議長（森彪君） 西岡恵子君。

〔西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 相談があった場合には、関係各課と連携をし対応をしているとの御答弁を頂きました。DVの相談場所として、平成23年4月から鳴門市、藍住町パートナーシップ支援協定を結び鳴門市の「ぱあとなー」においてDV被害者の保護と相談支援業務が実施されております。本町の対象者がきちんと支援が受けられているのか、鳴門市と協定を結んでいる以上、本町の対象者が十分な支援が得られるよう連携をきちんとしていただきたいと思います。現状はいかがでしょうか。

○議長（森彪君） 高田福祉課長。

〔福祉課長 高田俊男君登壇〕

◎福祉課長（高田俊男君） 西岡議員さんの御質問の、鳴門市の女性支援センター「ぱあとなー」について御答弁させていただきます。

「ぱあとなー」についてであります。鳴門市と藍住町において、DV被害者及びその家族の保護と自立支援のためのパートナーシップ支援協定を締結し、被害者の相談支援業務をお願いしています。「ぱあとなー」においては、鳴門市、藍住町の関係なく、常に支援者の立場に立ち、相談者に対して丁寧な相談支援に当たっていただいております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 西岡恵子君。

〔西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） DVについて御答弁を頂きました。女性への暴力、非常にデリケートな問題もたくさんございますので、本町からも鳴門市に対して、きちんと対応を、というような連携をお願いいたします。

最後に防災についてお尋ねします。先月、11月14日から16日に掛けて、2016年4月に発生した熊本地震で被害に遭われた、益城町と熊本市を議会で視察研修してきました。地震から2年半が経過していますが、復興は道半ばの印象でした。益城町、熊本市から学んだことは、たくさんありますが、まず自助・共助を軸とした災害対策が重要、隣近所との助け合いが一番。次に水の確保が重要と感じました。熊本市においては、地震後、井戸を持っている会社に協力要請、災害時の水利用の契約を結んでいるとのことでした。

本町においても過去に、井戸の調査の質問をしました。現状はどのようになっているのか尋ねます。

○議長（森彪君） 梯総務課長。

〔総務課長 梯達司君登壇〕

◎総務課長（梯達司君） 西岡議員さんの御質問の、災害時の生活水について御答弁させていただきます。

災害時の生活水につきましては、現在、災害発生時に地域住民が生活用水として利用することができる災害用応急井戸を、町内に33か所指定をしております。これらの井戸は、民有地等に設置されている井戸を、地域における給水の確保を目的として「藍住町災害時における安全で衛生的な生活水の確保に関する要綱」に基づき指定しているものです。以上でございます。

○議長（森彪君） 西岡恵子君。

〔西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 御答弁を頂きましたところ、現在、災害時用公共井戸として、契約を結んでいるとのことをごさいました。この箇所については、井戸を持っておられるお宅、あるいは、土地の周辺の方々は、きれいに周知ができていのでしょうか。災害時にそこに行けば水がもらえる、あるいは、利用できるというような周知も大切と思いますが、そこらあたりは、どのように考えておられますか。

○議長（森彪君） 梯総務課長。

〔総務課長 梯達司君登壇〕

◎総務課長（梯達司君） 御答弁をさせていただきます。

この指定をしています井戸につきましては、水質井戸本体及び周囲の状況の基準等、条件を満たしているものをごさいまして、所有者との連携につきましては、定期的な水質検査等の訪問機会を捉えて、災害発生時の活用方法について説明するなど、連携を図っていきたいと考えております。

また、付近住民への周知については、これまで、災害用応急井戸等につきましては、十分周知できておりません。所有者等の方には、井戸の所在地等を公表することに同意をいただいております。今後は、災害用応急井戸の位置等をハザードマップに反映するなど、住民の皆様にも周知を図っていきたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 西岡恵子君。

〔西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 災害用井戸に関して、所有者と、もう既に公表している、というようなお言葉もいただいていると理解しましたので、今、ハザードマップ等にその場所を入れていくということも答弁にありました。明日起こるかもしれない災害に対して、できるだけ、こういうことは早急に手配をしていただきたいと思います。

また、ハザードマップだけでなく、周辺の所有者に御理解をいただくなれば、何か、分かるパネル的な、あるいは、看板的な物が周辺に周知できる形であればと思いますので、今後、検討をよろしく願いいたします。以上での私の質問を終わります。

○議長（森彪君） 昼食のため、休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。

○議長（森彪君） 小休前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、10番議員、林茂君の一般質問を許可いたします。

林茂君。

〔林茂君登壇〕

●10番議員（林茂君） 議長の許可を頂きましたので、質問通告にしたがって一般質問を行います。理事者の方は明確な答弁をお願いします。

いつ、災害がやってくるか分かりません。そのためには、災害に強いまちづくりが非常に重要であります。町議会の議員研修に11月14日から3日間、熊本地震で大きな被害が出た益城町と熊本市に行きました。2016年4月14日に起きた熊本地震は、震度7の地震が立て続けに2回発生、これは観測史上初めてだそうです。一連の地震で震度6弱の地震が7回発生、これも観測史上初めてだそうです。熊本は地震がないということで企業誘致もこのことを売りにしていたそうです。だが、災害が起こった結果、熊本市は人的被害は死者87人、重傷者770人、住宅被害、罹災証明書交付件数は、全壊、一部損壊まで含めて13万6,268件、宅地被害の状況は、崖崩れ被害戸数は約4,300戸、液状化被害数は約2,900戸と大きな被害が出ていました。医療福祉施設を始めとする被害総額は、1兆6,362億円に上っています。災害が起きた時、その陣頭指揮を執った市役所の災害対策本部長は話の中で、「娘が料理教室で火災に遭い大やけどをし病院に入院したが、1度も病院に行くことができなかった。」不眠不休で災害活動に従事していたことを話され、本当に胸が痛みました。

熊本地震の経験と教訓を踏まえた地域防災計画の見直しをしています。そこには、市民の役割、地域の役割、行政の役割を明記するとしています。そして、市民力、地域力、行政力を結集し、安全・安心な熊本の再生と創造。市役所一丸となり、市民、地域と協働による復興を目指しています。まだ、復興の半ばです。

私は、被害を受けた熊本の被災地を訪問し、多くのことを学び有意義な研修となりました。しかも鳥海議員と安藝議員が自費で熊本へ行き、災害状況を事前に調べ議員研修の橋渡しをしてくれたことに深く感謝しています。

災害後市民からは、「市役所は何もしてくれなかった。」その一方で、「行政は何もできなかった。」と言われた話が、大きく私の印象に残りました。そこで、今

回、町長も議員研修に同行されていまして、行政の役割と限界、これは、話の中でよく感じられたのではないかと思います。その点で、住民に何を望むのか、少し、町長からお伺いしたいと思います。

次の質問です。地域の排水路整備についての質問です。台風や大雨で浸水し生活や通学路に支障が出ています。何とかしてほしい、との声はよく聞かれます。幾度となく議会でも質問をしてきました。

1、町内の排水路で大雨や台風の影響で通行止めの浸水箇所は何か所ありますか。この点を伺います。そして、排水路の改修工事については、コンサルタントに調査依頼も行ってきました。議会で同僚議員からも一般質問で、何度も取上げられてきました。

2、排水路の改修工事の具体的な計画はあるのかどうか。前の議会で千間堀の改修計画について答弁がありました。その後の進捗状況について、お伺いいたします。是非この点については、町長から答弁をお願いします。

次の質問です。家具転倒防止器具の無償配布をすべきだと提案します。その理由は、阪神淡路大震災では家屋の倒壊と合わせて、家具の転倒で多くの方が死亡、負傷しています。家具の転倒防止対策が行われていたら死者を減らすことができた、このように言われています。石井町では、町内に住んでいる65歳以上の高齢者のみの世帯や障がい者の世帯を対象に、家具転倒防止器具の取付けを無償で行っています。災害弱者に対して、家具転倒防止器具の配布と取付けを行う事業を是非、検討してください。特に、高齢者の方、障がい者の方などは、取付けに大変苦勞をされているということもお聞きしました。このことから、その対応なども含めて是非、検討していただきたいとこのように思います。答弁をお願いします。

次の質問です。民間のブロック塀の除去についてです。6月の大阪北部大地震では、学校施設ブロック塀の下敷きになって女の子が死亡しました。もう1人が民間のブロック塀の倒壊で亡くなりました。

藍住町では、学校のブロック塀の点検と除去が行われていますが、その状況と民間ブロック塀の危険箇所の調査はしているかどうか。ブロック塀の撤去に対する助成事業が始まりました。既に受付がされていますが、その反応などはどのようになっているのか、この点についてお伺いします。

次の質問です。災害弱者、取り分け、高齢者、障がい者への対応についてです。福祉避難所とは高齢者や障がい者、乳幼児など、一般の避難所では生活に支障があ

る被災者を受入れ支援を行う施設です。新聞報道では藍住町では、指定施設数は1つで受入れ可能人数は30人となっています。避難行動支援者数は927人で収容能力3.2%、このように報道されています。その後、ハザードマップ等でも紹介されましたが、その受入れ施設も拡大されていますので、この点の状況はどうなっているか。発表された施設数でもまだ不十分でないかと思います。この点で災害弱者の受入れ整備は、これからどのような方向で進めているのか、この計画についても伺います。

次の質問です。避難行動要支援者の名簿作成についてです。この問題は、前議会で質問をしました。答弁も頂きました。今回、熊本地震の教訓として、災害時に自力で避難することが難しく、特に支援を必要とする方は、「災害があれば私を助けに来てください。」と本人から名乗りを上げてもらうことが必要だ。これが熊本地震の1つの教訓でありました。町でも名簿作りが行われていますが、守秘義務との関係がありますので、本人の承諾なしには、なかなか言えないという状況がありますので、改めて、本人から名乗りを上げてもらう手続きにしていきたいということで、この支援者名簿等それに関わる救助の方法、更に検討していただきたい。この対応について伺います。答弁をお願いします。

○議長（森彪君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） それでは、林議員さんの御質問のうち、災害に強いまちづくりについて答弁をさせていただきます。

御質問の趣旨は、大規模災害発生時における行政の役割と限界、また、住民に対して何を望むのかということですが、今回、議員研修に同行し、平成28年に発生いたしました熊本地震についての研修を熊本市、益城町で受けましたので、そのことを踏まえて答弁をさせていただきます。

まず、大規模な地震災害が発生した場合、行政の力は微々たるものであると再認識をさせられました。熊本市の話では、市職員は不眠不休で頑張っているが、被災者である住民からは、「行政は何もしてくれない。」「何をやっているんだ。」と叱責の声しか聞こえてこなかったとのことでありました。徳島県で南海トラフ巨大地震が発生した場合、発生確率が高いため、既に、一定の備えはしているものの、住民の皆さんからは同じような声が聞こえてくるのだろうと思われました。

災害対策は、よく、自助・共助・公助の3助の連携と言われておりますが、正にそのとおりであると思います。大規模災害が発生した場合に、行政がどうかしてくるだろうと住民の皆さんに期待されても、公助にも限界があります。私たちも被災者の1人となりますので、迅速な活動は難しいと考えております。

日本火災学会が阪神、淡路大震災における生き埋めや、閉じ込められた際の救助主体等の割合を発表しておりますが、救助隊による救助は僅か1.7%でありました。ほとんどの方が自力か、家族、友人、隣人による救助でありました。大規模災害が発生した場合、救助や救出に限らず、地域の皆さんで助け合わなければならないことが、非常に多くあります。私は自助・共助によるソフトパワーは、災害対策における非常に重要な位置づけであると考えております。

そこで、今年度からより一層、共助を充実させるため、防災対策監を採用し、地域の自主防災組織の結成促進、活動の充実に取り組んでいるところであります。また、自助の面では、住宅の耐震化補助金や家具転倒防止補助金などの従来のものに加え、感震ブレーカー補助金の交付を始めました。

災害対策は全ての住民で取り組まなければ大きな効果が期待できないと考えておりますので、今後、意識啓発等にも十分に取り組みたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 高木建設課長。

〔建設課長 高木律生君登壇〕

◎建設課長（高木律生君） 林議員さんの質問のうち、町内の排水路で大雨や台風の影響で通行止めの浸水箇所、また、過年実施した排水路調査、並びに千間堀改修について御答弁申し上げます。

本年8月末から10月に掛け大型の台風が2度本県に上陸し、甚大な被害をもたらしました。道路への冠水箇所については、資料をお配りしたとおり18か所ほど確認されております。御質問の中で、過年実施した調査結果をもとに具体的な工事計画はあるのか、との質問につきましては、従来から排水対策ということで答弁させていただいているところでございますが、全体的な改良の必要性は把握しているものの抜本的な改良には至ってはいません。現在のところ可能な箇所から排水対策を実施しております。

本年度、台風24号により冠水した18か所については、地理的要因によるほか、箇所ごとに様々な要因により冠水しており、個別の対策が必要であると考えており

ます。その中で従来、自然排水を基本として改良等を検討してまいりましたが、現在は、排水ポンプ等による強制排水も有効な手段と考え、平成29年度に側道と前川が交差する名田地区において排水ポンプを設置し、その効果について検証しているところでございます。なお、本年の台風においては、当該地区における冠水はありませんでした。現在、藍住中学校東側、正法寺川において排水ポンプを新設しているところでございますが、その効果についても検証した上で、今後の排水対策を計画していきたいと考えております。

続きまして、千間掘の改修計画について御答弁申し上げます。9月議会において、基本調査を完了し、千間掘の排水阻害要因の解消を図るため、費用対効果を含め内容を精査しておりますと、答弁させていただいたところであります。より効果的な改良を目指し検討を続けておりますので御理解を賜りたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 梯総務課長。

〔総務課長 梯達司君登壇〕

◎総務課長（梯達司君） 林議員さんの御質問の中で、災害に強いまちづくりについてのうち、家具転倒防止金具の配布についてと、災害弱者、高齢者、障がい者への対応について御答弁させていただきます。

まず、家具転倒防止金具の配布についてでございますが、本町においては、家具転倒防止金具等の取付けに関する補助制度を平成25年度に要綱を制定し、当初は高齢者や障がい者等のみで構成する世帯を対象としておりました。平成26年度に要綱を改正し、補助対象者を、現に居住の用に供している住宅に拡大し、補助金額を、費用の合計額の2分の1、上限額を1万5,000円としています。この要綱の改正時に、取付費用の無償化を要望する声もありましたが、他の助成制度、耐震診断とか、耐震改修等と同様に、ある程度の負担はしていただく必要がある、との結論に達し、現在に至っております。

家具転倒防止器具の取付けにおいては、正しく取付けをしなければ効果が半減してしまうため、申請や問合せがあった場合は、「家具転倒防止器具等取付講習受講事業者」等の登録事業者の案内を行っております。今後も、家具転倒防止器具等取付支援事業を継続してまいりたいと考えております。

続きまして、災害弱者、高齢者、障がい者への対応について御答弁させていただきます。

福祉避難所の確保につきましては、大規模災害時の避難生活において、高齢者や障がい者などの要配慮者の安全を守り、人的被害を抑制するための重要な課題であると考えております。林議員さんの御質問の中で、「指定施設数が1つで受入れ可能人数が30人」とのことでありましたが、今年6月と7月に町と町内の民間社会福祉施設との間で、「災害時における福祉避難所の開設等に関する協定」を締結し、新たに福祉避難所として3施設を指定しております。この協定により、町内の福祉避難所は4施設となり、受入れ可能人数は205人となりましたが、避難行動要支援者数に対して福祉避難所が不足しております。

現在、避難所不足の解消に向けて、新たな福祉避難所の指定を検討しております。具体的には、現在、建設中の総合文化ホールを供用開始後、知的、精神障がい者を対象とした福祉避難所に指定する予定であり、当該ホールの想定収容人数は、約230人となっております。なお、福祉避難所の協定締結や指定等につきましては、その都度、広報あいずみや防災あいずみ等で住民の皆様に周知をさせていただいております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 高木建設課長。

〔建設課長 高木律生君登壇〕

◎建設課長（高木律生君） 林議員さんの御質問のうち、学校におけるブロック塀の状況、民間の調査状況、危険ブロック塀等耐震化事業の申請状況について御答弁申し上げます。

大阪北部地震以降、学校施設ブロック塀の点検を行った結果、幼稚園、小学校、中学校にありました老朽化したブロック塀は撤去し、軽量なアルミ製の囲障への改修工事は、現在、全て完了しております。

次に、民間ブロック塀の危険箇所についての御質問ですが、現在のところ調査の実施は行っていないのが現状であります。

次に、危険ブロック塀等耐震化事業受付状況については、補助枠15件に対し、現在のところ申込みは6件であります。広報紙への掲載後、かなりの問合せがありましたが、補助金があるものの多額の費用負担を要しますので、各家庭においては慎重に検討されていることと思います。老朽化したブロック塀の撤去、転換が促進されますよう、補助事業の普及啓発に努めてまいりたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 高田福祉課長。

[福祉課長 高田俊男君登壇]

◎福祉課長（高田俊男君） 林議員さん御質問のうち、避難行動要支援者の名簿作成について御答弁させていただきます。

本町では、災害時に自ら避難することが困難な要支援者の方に対しまして、それぞれの地域において迅速かつ安全に避難支援が行えるよう、緊急連絡先や医療情報を確認し、避難行動要支援者名簿を作成しているところであります。

一方、地域での避難誘導者へ情報提供を行うには、個人情報保護の観点から、本人の同意が必要となってまいります。このため、民生委員による訪問や本人からの申出による同意の確認を行っているところであります。今後も、より多くの方の避難誘導の手助けを迅速かつ的確に行えるために、情報提供の意思確認作業を進めてまいりたいと考えております。以上、御答弁させていただきます。

○議長（森彪君） 林茂君。

[林茂君登壇]

●10番議員（林茂君） 答弁をしていただきましたので、再問をいたします。

先ほど、災害に強いまちづくりにつきまして、町長からかなり突っ込んだ答弁を頂きました。特に、今回の研修会で行った町、益城町は本当にすごい状況でした。その点で、やはり、災害に対応するようなまちづくりを予算化を含めて、今後、大いに検討していただきたいと。それ以外に町民の皆さんを、私たちが手助けすることができない。日常の中心的な、今後の課題として受け止めていただきたいと思えます。

それから、排水路の問題につきましても、答弁を頂きました。既に、実施をしながら、前向きに工事が進められていると思いますが、やはり、この排水路の、今まで私たちの質問、同僚議員も質問してきたのですが、抜本的な改良とか、個別の対策、いろいろと議会の質問の度に答弁を頂きました。だが、全体的に、他の事業については、何次計画というような、何年計画という形で計画が立てられていると思うのです。排水路の問題については、こういうふうな問題があると、ここの地域については、このような対応でしたい、というような点を是非ひとつ、基本計画書を作ってください、議会に提出をしていただきたいと、その中で、議員の皆さんも地域でいろいろ御意見を伺っていると思えますので、その広報を含めて、在り方について、もう少し議論がかみ合っていくのではないかと思いますので、この点は、是非、提出を要望したいと思います。この点で、町長の見解をお尋ねします。

それから、家具の転倒防止等につきまして、答弁を頂きました。まだまだ、災害が起こってからでは非常に、やっぱり、後での対策になるので、もう少し、一步突っ込んで、対応を検討していただきたい。

それから、ブロック塀の問題です。このブロック塀も、藍住町の場合には、今、除去については、助成事業を始めたばかりです。しかも、町民の皆さんへの周知徹底を始め、この補助金制度というのは、平成32年度までの3年間が限定ということで、緊急支援となっています。期間を区切ることなく期間の延長もしていただいたらいいのではないかと。それは、一定の、多額の事業費が地域の住民の皆さんに掛かるし、補助金の増額とかいろいろ検討課題として、是非、検討していただきたいと思います。

それから、災害弱者の対応につきまして、答弁を頂きました。現在、3施設と、今後完成する文化ホールを含めて4施設ということです。この施設を合わせても500人足らずと、こういう状況です。そうすると、藍住町での避難行動支援者数というのは972人ですから、まだ半分強と、このような状況なので、かなり、大変な、施設造りというか、提携が必要でないかと思いますので、是非、この点も、検討を更にしていただきたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（森彪君） 奥田副町長。

〔副町長 奥田浩志君登壇〕

◎副町長（奥田浩志君） それでは、林議員さんの千間堀の抜本的な改修計画、また、その他の排水についての再問に御答弁をさせていただきます。

先ほど、建設課長から千間堀の改修計画について御答弁をさせていただきましたけれども、千間堀の抜本的な改修につきまして、流末の源九郎排水機場が湛水防除の目的とした設備であるということと、千間堀の排水を阻害している要因、前回の9月に答弁をさせていただきましたけれども、それを精査しましたけれども、その計画でいっても、費用対効果でお金を掛けても大した抜本的な改修にはならないというような見解でございました。そういう判断でございますので、議員の御指摘のとおり、早急に千間堀の改修を行わないといけないということは認識をいたしております。そういうことで、現在、千間堀の改修につきましては、千間堀に流入している排水を、違う、千間堀に流さないという方向で計画をしたいと考えております。ただ、これに関しましては、いろいろと基本調査とか詳細設計をしないと流せるかどうか分かりませんが、そのあたりを考慮しながら、検討してまいりたいと

考えております。

それと、千間堀だけでなく、その他の排水路につきましても、今後、そういう形と同様に計画してまいりたいと思います。年次計画という形ではいけないと思いますが、取りあえず、基本計画を立てたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。（林議員、「基本計画は議会のほうに……。」の声あり）今、林議員さんが申しましたように、藍住町全体でどこをやればいいのかというのがある程度できていますけれども、それを年次的にはできませんけれども、優先順位的にここをやれば、一番費用効果というような形で議会にも報告したいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 梯総務課長。

〔総務課長 梯達司君登壇〕

◎総務課長（梯達司君） 林議員さんの再問について御答弁させていただきます。

まず、家具転倒防止器具の取付けは、地震発生時には家具等の転倒による被害の防止又は軽減を図るために必要と考えております。自己負担につきましては、他の助成制度と同様に、自己資産形成ということもあり、ある程度の負担はしていただく必要があると考えております。今後も家具転倒防止器具等取付支援事業を継続してまいりたいと考えております。

続きまして、福祉避難所指定についてでございます。福祉避難所の指定には、施設自体の安全性、施設内における要配慮者の安全性、避難スペースが確保されていることなど、様々な要件が必要となります。今後も、民間事業者等に協力をお願いし、避難所不足が解消できるよう、福祉避難所の指定を進めてまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 高木建設課長。

〔建設課長 高木律生君登壇〕

◎建設課長（高木律生君） 林議員さんの再問のうち、危険ブロック塀と耐震化事業の期間延長等を検討されては、という質問に対して答弁させていただきます。

期間の延長などにつきましては、その申請の状況を十分見極めながら、その都度検討していきたいと考えます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） ちょっと、注意をしておきます。自席からの、議長の許可を得ずに発言はやめていただきたいと思います。（林議員、「すみませんでした。」の声あり）

それでは、林茂君。

[林茂君登壇]

●10番議員（林茂君） 次の質問に移ります。町道、排水路の清掃及び維持補修について質問いたします。

建設直営業務を2013年4月から藍住町建設業協同組合に委託を行いました。町が、直営業務で使用していた、高圧洗浄車、バキュームダンパー、ダンプカーなどの公用車も合わせて売却しました。協同組合に委託してから5年を経過しましたので、この間の事業の状況等についてお尋ねします。

当初、排水路の清掃について、町職員は仕事が早くて丁寧であり、午前中には仕事が終わっていたのに、委託後はなかなかそれがうまくいかなくて、昼休み後まで仕事が長引いているなどの苦情が出されて、議会でもしたのですが、これも経験不足ということで、改善されたようです。そこで具体的な質問です。

1、現在、藍住町建設業協同組合の構成する事業所と事業内容と委託事業費は幾らか。毎年、事業量の増減はあると思いますが、この点で委託料は変わらないのか。

2、道路の傷み具合がひどい所が最近多いが、補修計画はどのようになっているのか。直営の時には、かなり機動が早く、対応が早く、修繕をしておったと思います。

3、建設課と協同組合との事業内容について。いわゆる、役割分担についてどのようになっているのか。

4、今後工事量が増えてきた場合の対応はどのように考えているのか。以上を伺います。

○議長（森彪君） 高木建設課長。

[建設課長 高木律生君登壇]

◎建設課長（高木律生君） 林議員さんの御質問のうち、町道、排水路の清掃及び維持補修について御答弁申し上げます。

町道、排水路等維持補修業務及び土砂仮置場管理業務につきましては、平成25年度から委託となりました。委託先である藍住町建設業協同組合を構成する事業所は、有限会社漆原建工、大徳建設株式会社、阿波総合建設株式会社、大和建設株式会社、株式会社三間工務店、株式会社アオキの6社であります。

事業内容につきましては、町道、排水路等の清掃及び維持補修業務、土砂仮置場維持管理業務、車両、機械、器具等の整備及び調達資材等原材料の購入及び在庫管

理業務、町内一斉清掃、町有施設簡易補修、防災訓練等における資機材運搬、設営、町の行事等、町が適時指示する業務などであります。

事業量については、お手元に配布した資料のとおり、年度によって作業内容にばらつきがありますが、年間の平均として道路側溝清掃作業が4万2,300メートル、排水路浚渫作業が1,300立方メートル、道路清掃作業が1,000平方メートル、河川清掃、除草作業が3,700平方メートル、道路舗装簡易補修作業が152平方メートルなどが主な作業であります。その他、資料には掲載していませんが、緊急的な業務として、台風による土のうの配布や冬季の凍結防止剤の散布など、早急に対応しなければならない業務などが生じております。

委託事業費については、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間で2億7,720万円、年間5,544万円でありました。委託料の支払いについては、作業量により変動がありますので、毎月実績報告に基づき精算を行っております。平成26年10月からは、消費税率の改定により年間5,702万4,000円となっております。本年4月に契約の更新を行ったところでありますが、委託金額の変更はありません。

次に、道路舗装の補修であります。従来直営で行ってききました小規模簡易舗装につきましては、現在、舗装業者へ発注しています。また、穴埋め程度の簡易な補修については、組合職員が補修を行っている現状であります。

最後に、今後、委託事業の事業量が増えた場合についてであります。内容を調査した上で、委託事業の範囲内で行うか、分離した上で発注するか検討していきたいと考えます。御質問にありました役割分担につきましては、資料のほうで御確認いただきたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●10番議員（林茂君） 次の質問です。詳しい資料を提出していただき、ありがとうございました。臨時職員の処遇改善についてであります。

徳島県内の市町村で働く非正規職員が増加しています。2016年12月議会で全職員数343人のうち、非正規職員が125人で、36.4%と答弁がありました。

1、現在、正規職員と非正規職員状況はどうなっているのか伺います。非正規職員が増えてきたのは、国が進めてきた行政改革によって、地方自治体の人員削減、

定数削減が行われたことによります。正規職員の削減や財政難を背景に、非正規雇用なしでは自治体の仕事自体が成り立たないところまでできています。公務の継続性、安定性、公平性ということからいっても、正規職員で運営するというのが基本であるべきだと考えます。この点で町長の考えを伺います。

2、経験年数の加算と退職手当の支給について伺います。非正規職員の待遇改善については、私も議会で取上げてきました。正規職員と同じように働いている臨時職員に対して、総務省が待遇改善を求める通知を出しました。年休加算の問題では、最低労働基準である労働基準法第39条は、入職して半年を経過すれば10日間、1年を経過するごとに1日又は2日と増えていき、6年半すれば20日間の付与となります。時効2年で翌年への繰越が認められています。本町の規定は明らかにこの労働基準法を下回っていました。労基法と7.4総務省通知に基づいて、年次有給休暇の規定を見直すべきだと質問しました。答弁では健康保険の空白期間はなく、年休問題も検討する、このように改善の答弁がありましたが、その後の実施状況を伺います。

次に、賃金の問題です。正規職員であれば民間と比べて賃金が低い場合は人事院勧告で賃金のベースアップがされます。だが、臨時職員に対する処遇改善は、町独自の裁量権によるものです。

臨時の保育士さんなどは正規と同じ仕事をしているのに経験年数加算もなければ、退職手当もない中で、子供たちのために頑張っています。他職の臨時職員も同じです。この人たちがいなければ、業務は成り立たない状況だと思います。

本来、同一労働同一賃金が原則です。同じ仕事をして賃金が正規職員の半分にも満たないのでは、結婚したくとも結婚もできないと思います。正規の職員であれば、経験年数が加算されます。臨時職員でも経験を踏めば仕事も熟練してきます。経験年数の加算はするべきだと思います。退職手当も支給すべきだと思います。答弁を求めます。

○議長（森彪君） 加藤副町長。

〔副町長 加藤弘道君登壇〕

◎副町長（加藤弘道君） 林議員さんの正規、非正規職員について御答弁をさせていただきます。

まず、林議員さんの言われる非正規は、地方公務員上の臨時職員及び非常勤職員を指しているものと理解をしています。現在の職員の割合につきましては、後ほど、

担当課長のほうから御答弁をさせていただきます。

臨時職員、非常勤職員は、一般職以外の職員として、地方公務員法でも認められており、例えば、監査委員、国民健康保険運営委員など、専門的知見を求められる各種委員会委員もこれに該当いたします。また、一般職員の業務の補佐や産休、育休、病休等で一般職員が欠けた場合、さらには、一定期間のみに特定業務が集中する場合などには、臨時職員等を充てることがあります。さらには、保育所待機児童の解消や、幼保の延長保育、障がいを持つ児童への対応など、住民ニーズの高まりによる喫緊の課題に対応するために臨時職員等を配置しているものであります。

いずれにいたしましても、町行政は、広範、多岐、また専門性も求められるものであり、一般職員でカバーできない場合や、様々な要因で緊急に雇用が必要になる場合などは、組織体制や将来的展望を十分に踏まえた上で、臨時職員等を活用していくことになると考えております。なお、地方公務員法、地方自治法の改正により、2020年4月からは、現在の臨時職員、非常勤職員の在り方を大きく見直す会計年度任用職員が導入されることとなります。特別職非常勤、臨時的任用、会計年度任用職員、この3つが厳格化されることとなりますので、現在の任用状況を十分に確認し、新制度に円滑に移行できるよう、町におきましてもその準備を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（森彪君） 梯総務課長。

〔総務課長 梯達司君登壇〕

◎総務課長（梯達司君） 林議員さんの御質問の中で、一般職員と臨時職員の雇用状況について、まず説明をさせていただきます。

本日、お手元に配布をしております資料の3ページに掲載をしております。職員数につきましては、12月1日時点で、全職員数352名のうち、正規職員が209名、臨時職員が143名となっており、臨時職員の割合は40.62%となっております。

職種の内訳につきましては、事務職で職員数151名のうち、臨時職員が31名、臨時職員の割合は20.52%。現業職で、職員数58名のうち、臨時職員が31名、臨時職員の割合は53.4%、保育士、幼稚園教諭におきましては、職員数126名中、臨時職員が74名、臨時職員の割合は58.73%、保健師等職員数17名のうち、臨時職員が7名、臨時職員の割合は41.76%となっております。

臨時職員の年次有給休暇についてですが、従前の運用と労基法を併せた運用見直

しを行っております。有給日数の基準、健康保険の空白期間の廃止、翌年度への繰越を認める改正を、実施を行いまして、労基法準拠の運用となっております。なお、有給日数については、過去の勤務実績を調査し、改正後の要項に基づき算定し、今年4月1日に有給日数を個人ごとに付与しております。

臨時職員の賃金については、正規職員の給料表を基準にしており、正規職員の給与改定がされた場合、この改定額分を反映させ改定を行っております。

経験年数加算と退職手当については、現在制度化されておらず、支給は行っておりません。なお、保育士等については、同等業務との賃金バランスを取るため、職務内容により調整手当、月額300円を支給しているところです。

その他、通勤手当や時間外手当、収集作業等特殊勤務手当、月額600円を正規職員と同様に支給しております。今後も、地方公務員法や本町の運用、全体のバランスなどを考慮しつつ、趣旨を検討し、できるだけ勤務条件の確保や処遇改善を図っていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●10番議員（林茂君） 答弁を頂きました。臨時職員の方々が約4割を占めていると、特に、取り分け、現業職の臨時職員が多いというのが、先ほどの資料説明で分かりました。

臨時の方にいろいろとお話を聞くと、ボーナスの時期が一番嫌と言っていました。正規の方はもらえるけどと。やはり、臨時と正規とのいろんな仕事の中での圧壁もあると考えています。やはり、できるだけ、臨時職員の労働条件を改善していただきたいと、切に願うところです。

時間もないので、最後の保健事業について質問します。

1、藍住町健康ウォーキングポイント事業についてです。新しい事業として取組がされていますが、参加者や、ゆめタウンの声はどうか。現在の参加者数と効果判定事業も行っていますが、その成果と教訓について伺います。なお、来年度も継続してこの事業を進めるのかどうか、併せて伺います。

2、脳ドック検診に助成をしてほしい。これは町民の声です。町民の方から脳ドックについて、北島町の友達が脳ドックの検診を受けており町から補助金が出ているので、藍住町でもしてもらいたいと相談がありました。

脳疾患は、がんや心臓病と並んで成人病の三大疾患と言われています。成人病は

早期発見、早期治療が大切です。それには脳ドック検診が有効ですが、費用の面で負担が大きく、4万円から6万円程度になります。徳島市や松茂町、北島町では、国民健康保険の加入者に対して脳ドック検診助成事業を行っています。参考までに、北島町では国民健康保険加入者に対して、人間ドックは170名と脳ドックは150名。後期高齢者医療加入者に対して、人間ドックは50名と脳ドックは70名。現在、希望者を受付しています。人間ドックについては、検診費用の7割の額、2万円を限度とし、脳ドックは検診費用の7割の額1万5,000円を限度とする検診助成事業を行っています。この点で、藍住町でも助成事業を検討していただくと、このことを提案いたします。

○議長（森彪君） 佐野健康推進課長。

〔健康推進課長 佐野正洋君登壇〕

◎健康推進課長（佐野正洋君） 健康ウオーキングポイント事業の関係について、御答弁させていただきます。

藍住町健康ウオーキングポイント事業は、急激な高齢化が進む中、健康づくりと筋力アップを図ることで健康寿命を延ばし、生き生きとした生活を送っていただくことを目的に、ゆめタウン徳島との連携のもと、65歳以上で要介護、要支援認定を受けていない高齢者を対象に、平成30年6月から開始したものであります。内容につきましては、ゆめタウン徳島店内で1日3,000歩以上の歩数をウオーキングした場合に1ポイントを付与して、35ポイントごとに商品券と交換するというものです。

12月7日現在、400名の方に参加をいただいているところであります。参加者の方からは、「事業に参加して、体調が良くなった。」、「運動習慣が身に付いた。」、「運動をして商品券と交換できるので、非常にいい。」など、好評を得ております。また、ゆめタウンからも、「お客さんが商品券を使用してくれるため、効果が上がっていると思われる。」、「お客さんには、好評である。」との御意見をいただいております。

また、ウオーキングポイント事業の一環として行っている、効果判定事業は、徳島文理大学と連携し、参加者の各身体機能を測定し、ウオーキングを習慣化することの効果判定を行う事業です。登録いただいた85名に半年の間、活動量計を付けて生活していただき、4回（5月下旬、7月上旬、9月中旬、12月上旬）の測定会を実施し、体組成検査や動脈機能検査、筋力測定、歩行能力測定を行い、併せて

理学療法士からの運動指導を行っております。結果については、現在、徳島文理大学でデータの解析中で、来年2月4日に事業報告会を町民シアターにて行うことになっております。

参加者からは、「半年活動量計を付けて生活したら、しっかり運動習慣が身に付いた。」、「脂肪が減って筋肉量が増えたことが実感できた。」、「気持が前向きになって、継続している。」との御意見をいただいております。

こうした参加者の御意見や徳島文理大学でのデータ解析を踏まえるとともに、何より、今年度の6月にスタートしたばかりの事業でありますので、できれば来年度も継続してまいりたいと思います。

次に、国保加入者に対する人間ドックの助成についてですが、医療費の抑制だけでなく、住民の皆様に、より健康な生活を送っていただくためには、病気の早期発見、また、その予兆を確認し、早期の対策や生活習慣の改善に結び付けていくことが肝要であり、藍住町といたしましても、全国と歩調を合わせ、平成20年度から、血液検査や尿検査、場合によれば心電図などで身体の状態をチェックする特定健診合わせて、その結果に基づく特定保健指導、さらには、一般会計で各種がん検診を実施しているところであります。

議員からお話のありました脳ドックにつきましては、脳疾患の早期発見の効果があるとされておりますが、一方で、脳ドックは、国の調整交付金の対象でないこと、また、国からの「国民健康保険特別会計勘定の留意事項」には、「保健事業や、赤字の解消、削減については、保険税に上乗せされることに留意されたい」との記載があり、すなわち、脳ドックのような新たな事業を実施する場合は、基本的には、保険税に影響してくることが考えられます。

また、仮に広く国保税で町民に負担を求めて実施した場合でも、脳ドックは、単体の検査としては検査料が高額であるため、国保加入者が一律1,000円で受けられる特定健診とは異なり、かなりの自己負担が発生し、受診される方が限られる可能性があるといった懸念も想定されます。

こうした課題があることに加え、御承知のように今年度から、国保財政の運営主体が県になっておりまして、移行初年度であることから、運営に関しては流動的な部分がありますので、慎重な検討、対応が必要と考えております。町といたしましては、先ほど申し上げました特定健診について、藍住町を含め、県全体の受診率が全国と比較して低いという状況にありますので、まずは、特定健診の受診率を高め

ていけるよう、様々な普及啓発を行い、疾病の予防、早期発見、生活習慣の改善等に努めてまいりたいと考えております。

成人病の三大疾病についての質問ですけれども、藍住町の医療費データにつきましては、直近のデータが平成28年度分になります。医療費総額23億5,000万円のうち、脳疾患費用につきましては5,287万円(2.25%)、心疾患費用につきましては7,576万円(3.22%)で、がん費用につきましては3億4,568万円(14.71%)で、平成25年度と比較すると幾分増加の傾向となります。

全体の総医療費に占める三大疾病の割合は、20.18%となっており、徐々に増加している状況となっております。

○議長(森彪君) 時間がきましたので、もう終わってください。

◎健康推進課長(佐野正洋君) 以上、御答弁とさせていただきます。

○議長(森彪君) 以上で通告のありました3名の一般質問は終わりましたので、これをもちまして一般質問を終了いたします。

お諮りします。議案調査のため12月14日から12月18日までの5日間、休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(森彪君) 異議なしと認めます。したがって、12月14日から12月18日までの5日間、休会とすることに決定しました。なお、次回本会議は12月19日、午前10時、本議場において再開いたしますので、御出席をお願いいたします。本日はこれをもって散会といたします。

午後2時1分散会

平成30年第4回藍住町議会定例会会議録（第3日）

平成30年12月19日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	喜田 修	9 番議員	小川 幸英
2 番議員	古川 義夫	10 番議員	林 茂
3 番議員	安藝 広志	11 番議員	奥村 晴明
4 番議員	鳥海 典昭	12 番議員	平石 賢治
5 番議員	矢部 幸一	13 番議員	森 志郎
6 番議員	徳元 敏行	14 番議員	佐野 慶一
7 番議員	西岡 恵子	15 番議員	永濱 茂樹
8 番議員	西川 良夫	16 番議員	森 彪

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 大塚 浩三 局長補佐 山瀬 佳美

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	奥田 浩志
副町長	加藤 弘道
教育長	青木 秀明
教育次長	森 伸二
会計管理者	森 美津子
総務課長	梯 達司
福祉課長	高田 俊男
企画政策課長	斉藤 秀樹
税務課長	藤本 伸
健康推進課長	佐野 正洋
社会教育課長	近藤 孝公
住民課長	賀治 達也
生活環境課長	東條 芳重

建設課長	高木 律生
経済産業課長	近藤 政春
上下水道課長	森 隆幸
保健センター所長	高田 和子

5 議事日程

(1) 議事日程 (第3号)

第1	議第55号	平成30年度藍住町一般会計補正予算について
第2	議第56号	平成30年度藍住町特別会計(介護保険事業)補正予算について
第3	議第57号	藍住町福祉センター設置及び管理に関する条例の廃止について
第4	議第58号	藍住町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第5	議第59号	藍住町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の一部改正について
第6	議第60号	藍住町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第7	議第61号	藍住町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
第8	議第62号	学校業務支援システムの共同化に関する事務の委託に関する協議について
第9	請願第1号	国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書
第10	議会運営委員会及び各委員会における所管事務等に関する閉会中の継続調査申出書について	

(2) 議事日程 (第3号の追加1)

第1	奥村晴明議員に対する再度、議員辞職勧告動議
----	-----------------------

平成30年藍住町議会第4回定例会会議録

12月19日

午前10時10分開議

○議長（森彪君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（森彪君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

監査委員から毎月実施した例月出納検査の結果について、議長あて報告書が提出されておりますので、御報告いたしておきます。

○議長（森彪君） これより、日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

●10番議員（林茂君） 議長。

○議長（森彪君） 林茂君。

●10番議員（林茂君） 動議を提出します。

〔林議員、議長に動議を提出〕

○議長（森彪君） ただいま林茂君より動議が提出されました。小休に入りまして議会運営委員会を開きたいと思えます。

議事の都合により小休いたします。

午前10時11分小休

〔小休中に、議会運営委員会を開催〕

午前10時44分再開

○議長（森彪君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

林茂君外7名から、「奥村清明議員に対する再度、議員辞職勧告動議」が提出されました。この動議は所定の賛成者がおりますので、成立しております。

お諮りいたします。この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。したがって、「奥村清明議員に対する再

度、議員辞職勧告動議」を日程に追加し、追加日程第1として議題といたします。
議事の都合により、小休します。

午前10時45分小休

〔小休中に、追加日程配布〕

午前10時49分再開

○議長（森彪君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

追加日程第1、「奥村晴明議員に対する再度、議員辞職勧告動議」を議題とします。地方自治法第117条の規程によって、奥村晴明君の退場を求めます。

〔奥村議員、退場〕

○議長（森彪君） 提出者であります 林茂君から説明を求めます。
林茂君。

〔林茂君登壇〕

●10番議員（林茂君） 議長より、動議の説明を求められましたので、ただいまより提案します。

藍住町議会議長、森彪殿。平成30年12月19日。提出者、藍住町議会議員、林茂。賛成者、藍住町議会議員、小川幸英、喜田修、矢部幸一、安藝広志、鳥海典昭、西岡恵子、古川義夫。「奥村晴明議員に対する再度、議員辞職勧告動議。」

次の理由により藍住町議会会議規則第14条の規定により提出します。理由、奥村晴明議長は、4月15日午後7時頃、自分の乗用車で酒気帯び運転を行い板野署の署員に摘発されました。議長が摘発されるというマスコミ報道などは全国に広がり議会の信頼と品位を傷つけました。町議会は、4月27日に臨時会を開き、奥村晴明議長が提出した議長辞職願を全会一致で許可した。奥村晴明議員に対する議員辞職勧告の動議も提出され全会一致で可決したが、可決されたのにもかかわらず奥村晴明議員は、いまだに辞職をしていません。

町民の間からは、「まだ議員は辞めないのか。議会で決めたことは守らすようにせないかん。」、「議員が、かばい合うのは良くない。」、「法律に違反したら、潔く議員を辞めるのが当たり前だ。」、「松茂町の議員は飲酒運転で辞めた。」、「議会で襟を正さなければ議員は信用してくれんぞ。」など厳しい批判が出されています。

議員は町民から選ばれた代表です。町政の監視役としての役目を果たしていかなければならない立場にありながら、しかも議長に2度就任しており政治的、道義的責任は免れることはできません。

本当に心から町民の信頼を回復したいのであれば、少なくとも信頼を回復するまでの間は、自ら議員の身分を返上すること。再度、議員辞職を勧告するものです。

以上、提案を終わります。皆様の御賛同よろしく申し上げます。

○議長（森彪君） これから、質疑を行います。質疑がある人は、お願いします。ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（森彪君） これで質疑を終わります。

○議長（森彪君） これから、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔反対者なし〕

○議長（森彪君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●9番議員（小川幸英君） 賛成の立場で発言します。議会において町民の皆様の声が届く町政の一役を担うべく立ち上がり、議会改革調査特別委員会を設け、正に改革の気運が盛り上がったときに現職の議長が飲酒運転で摘発されるという事件が起きました。そのことで議会改革調査特別委員会は休止となりました。

松茂町においても議員が飲酒運転で摘発され、その議員は、議会に迷惑を掛けたとのことで辞職されました。町民の間から藍住町の議会はどうなっているのか、との声を聞きます。町民から選ばれた議員の職責は非常に重く、責任があると思います。私は、奥村議長の辞職勧告動議に賛成いたしますので皆さんの賛同をよろしく申し上げます。

○議長（森彪君） 小川幸英君。今、奥村清明議長と言いませんでしたか。

●9番議員（小川幸英君） 議員です。

○議長（森彪君） これから、「奥村清明議員に対する再度、議員辞職勧告動議」を採決します。

この採決は、起立によって行います。「奥村清明議員に対する再度、議員辞職勧告動議」は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森彪君） 起立多数です。

したがって、「奥村清明議員に対する再度、議員辞職勧告動議」は、原案のとおり可決されました。

奥村清明君の入場を許します。

〔奥村議員、入場〕

○議長（森彪君） 日程第1、議第55号「平成30年度藍住町一般会計補正予算について」から、日程第8、議第62号「学校業務支援システムの共同化に関する事務の委託に関する協議について」の8議案を一括議題とします。

これより、上程全議案に対する質疑を許可いたします。

質疑のある方は、御発議をお願いいたします。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（森彪君） これで質疑を終わります

○議長（森彪君） これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（森彪君） 討論なしと認めます。

○議長（森彪君） これから、議第55号「平成30年度藍住町一般会計補正予算について」から、議第62号「学校業務支援システムの共同化に関する事務の委託に関する協議について」の8議案を一括して採決します。

お諮りします。議第55号「平成30年度藍住町一般会計補正予算について」から、議第62号「学校業務支援システムの共同化に関する事務の委託に関する協議について」は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

したがって、議第55号「平成30年度藍住町一般会計補正予算について」から

議第62号「学校業務支援システムの共同化に関する事務の委託に関する協議について」は、原案のとおり可決されました。

○議長（森彪君） 日程第9、請願第1号「国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書」を議題とします。

なお、本日までに受理をしております請願は、開会日にお配りした請願文書表のとおり、本請願1件のみとなっております。

事務局長に、請願文書表を朗読させます。

大塚議会事務局長。

◎議会事務局長（大塚浩三君）（請願文書表を朗読）

○議長（森彪君） 請願第1号の紹介議員であります林茂君から、請願の説明を求めます。

林茂君。

〔林茂君登壇〕

●10番議員（林茂君） 議長から請願の説明を求められましたので、説明いたします。藍住町議会議長殿。2018年12月3日。請願団体名、消費税の廃止を求める徳島県各界連絡会。代表者名、山根憲一。所在地、徳島県佐古4番町7-2、徳島県商工団体連合会内。紹介議員、林茂、小川幸英。

「国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書」、請願の趣旨。私たちの暮らしや地域経済はいま、大変深刻な状況です。8%増税によって戦後初めて2年連続で個人消費がマイナスになりました。増税と、年金カット、医療、介護など社会保障費負担増、そして賃金低下、物価上昇の三重苦のもとで「これ以上節約するところがない」と悲鳴が上がっています。大規模な自然災害も全国で相次いでいます。

ところが政府は、2019年10月の消費税率10%への引上げをあくまで行う姿勢を崩していません。税率10%への引上げで5.6兆円の増税となり「軽減」分を差し引いても4.6兆円＝1世帯当たり8万円の増税という試算も出ています。このような状況で消費税を引き上げれば、税率が5%から8%になったときの大不況が再来します。

加えて税率引上げと同時に実施を狙う「軽減税率」には、重大な問題があります。飲食料品と週2回以上発行の新聞代は税率8%に据え置かれますが、運送費や加工

費、広告宣伝費など10%の分の値段は値上がりします。また、8%と10%の線引きは単純ではありません。そして、2023年に導入される「インボイス（適格請求書）制度」は地球経済を担う中小業者にとって大きな負担となり、免税業者が商取引から排除されるという重大な問題があります。

そもそも消費税は、所得の少ない人ほど負担が重く、貧困と格差を拡大する根本的な欠陥を持つ税制です。増税されるたびに消費税の滞納額が増え、国税滞納額に占める消費税の割合が高くなっているのはその証拠です。

日本国憲法は応能負担原則にのっとった税制の確立を要請しています。

消費税増税ではなく、税金の集め方、使い方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制をただすべきです。軍事費や不要不急の大型公共工事への歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経済振興優先に税金を使い、内需主導で家計をあたためる経済政策をとるべきです。そうすれば、社会保障制度の拡充も、財政再建の道も開かれます。

私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税を中止することを強く求めます。

以上の趣旨から下記事項についてお願いいたします。

請願事項、一、2019年10月の消費税率10%への引上げを求める意見書を政府に送付していただくこと。以上です。皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（森彪君） お諮りします。請願第1号「国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書」については、藍住町議会会議規則第92条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号「国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書」については、委員会の付託を省略することに決定しました。

○議長（森彪君） これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（森彪君） 討論なしと認めます。

○議長（森彪君） これから請願第1号「国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

請願第1号「国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書」を採択することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森彪君） 起立少数です。

したがって、請願第1号「国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書」は、不採択とすることに決定しました。

○議長（森彪君） 日程第10、最後に、「委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。

各委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（森彪君） ここで、議会閉会前の御挨拶を高橋町長からお願いいたします。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 12月議会閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

去る6日の開会から、本日までの14日間にわたり提案いたしました議案につきまして十分御審議いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

また、この間、一般質問等におきまして議員各位から子育て対策を始めとする福祉や教育問題、ふるさと納税、健康推進や防災、住環境問題など幅広い分野におい

て貴重な御意見、御提言を賜りましたことを重ねてお礼申し上げます。今後も議会を始め町民の皆様の御理解をいただきながら住民福祉の向上のため行政の執行に務めてまいりたいと存じますのでどうかよろしくお願い申し上げます。

なお、この後、総合文化ホール特別委員会では、建築現場の視察を行っていただくこととしております。

また、1階町民ホールにおいて「インディゴコレクション2018」フォトギャラリーを開催しております。お帰りの際に、ごらんいただきますよう、併せて御案内いたします。

平成30年も余すところ僅かとなってまいりました。本席、御同席の皆様方、また全ての町民の皆様方にとりまして、新しい年が幸せ多い年であることをお祈りし、閉会に当たっての挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○議長（森彪君） 以上で、本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

議員、理事者各位におかれましては、年末の何かとお忙しいところ、御出席をいただきまして、御協力、誠にありがとうございました。

本年は、地震を始め、台風の上陸など自然災害の多い年でありました。このような自然災害の驚異に対しましては、日頃からの備えのほか、災害に強いまちづくりに向けて、町議会としても全力で取組を進めてまいりたいと思います。また、一年間、議会活動をいただきまして大変、御苦勞様でした。

私は、前奥村議長から引継ぎまして、激動の一年間ではありましたが、議員の皆様方の御協力をいただきまして、無事に任務を務めさせていただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。

先の県との意見交換会の時には、副町長の言動には理解しがたいことがありましたが、二度と、こういうことが起こらないことを願います。今後、再び同様のことがあれば、議長として議会への出席要請をしない、ということもありますので、気を付けていただきたいと思います。

議会は、会議原則の第一に「発言自由の原則」があります。言論の自由がなくなれば、議員の職責が果たせなくなります。議員の発言の制限は、議場の秩序を乱したり、品位を汚すものであったり、人身攻撃等は許されないものであります。町長議会ともに侵さず、侵されず、対等の地位にあることを十分に理解していただきたいと思います。

議員の発言は、住民の代表として、住民全体の立場に立って、町政の監視をする権限であります。議会は今後とも、権威を守り住民の福祉向上、町民の命と財産を守るため、議員一丸となって町政発展のために頑張っていきます。

最後に、議員の皆様、理事者の皆様、町職員の皆様、一年間、大変御苦労様でした。来年も町政発展のために頑張っていきたいと思います。

皆様の御健勝と御多幸を祈念いたしまして、一年の締めくくりとし、お礼の御挨拶といたします。ありがとうございました。

[拍手]

午前 1 1 時 1 5 分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定による署名者

藍住町議会議長	森	彪
会議録署名議員	小川	幸英
会議録署名議員	林	茂